



第5次太良町 総合計画

Tara Town Master Plan

2020 ▶ 2027

佐賀県太良町

ごあいさつ



平成から令和へ。新しい時代の幕開けから1年が経ち、このたび太良町の令和2年度からの新たなまちづくりに向けて、今後8年間のまちづくりの指針となる第5次太良町総合計画を策定いたしました。

近年、我が国では、地球規模での気候変動のほか、急速に進む少子高齢化や人口減少社会の到来、経済のグローバル化、技術革新の進展など、様々な課題への対応が求められており、太良町におきましても、人口減少等の課題を克服し、新しい時代においても持続可能な発展を遂げていくため、これらの課題に時機を失することなく的確に対応することが迫られています。

今回の総合計画では、未来の子どもたちにどうやって太良町を残していくかを究極の理念として、自立した地域づくりを目指し、「未来を引きよせるチカラ 太良町」を、まちづくりの将来像として決めました。太良町が抱えている諸問題を解決すべくこの計画に沿った施策を展開し、全力を傾注していく所存でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、今回の策定にあたり熱心にご審議をいただきました振興計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や町民ワークショップ等において貴重なご意見ご協力をいただきました町民の皆様並びに関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

2020年3月

太良町長 永淵 孝幸

第5次太良町総合計画

CONTENTS

第1部 序論	5
第1章 総合計画の策定にあたって	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけと役割	7
3 計画の構成と期間	8
第2章 太良町の現状	10
1 社会潮流	10
2 統計からみる太良町の現状	14
3 アンケート調査の結果からみる太良町の現状	18
4 町民ワークショップの結果からみる太良町の特徴	21
5 太良町の特徴と課題	24
第2部 基本構想	25
第1章 太良町の将来像	26
1 基本理念	26
2 将来像	27
3 人口、世帯数の推計	28
第2章 基本目標	30
1 施策の体系	30
第3部 基本計画	37
【重点目標】「つながり」を創るチカラ	38
1 観光の振興	38
2 移住・定住の促進	40
3 各産業の後継者の育成	42
4 公共交通・道路の整備	45
5 地域のつながりの醸成とコミュニティ支援	48
6 庁内組織の改革	50

【基本目標1】 自然環境を守るチカラ	52
1 自然環境の保全	52
2 持続可能な環境に配慮する社会の構築	54
3 住みよい居住環境の整備	57
4 美しい景観づくり	59
【基本目標2】 産業を発展させるチカラ	62
1 農林業の振興	62
2 水産業の振興	66
3 商工業の振興	68
4 ブランド化の推進	70
5 雇用の促進	72
【基本目標3】 人をそだてるチカラ	74
1 子育て環境の向上	74
2 教育環境の充実	77
3 太良町の歴史・文化の保存・教育の推進	80
4 青少年健全育成の充実	82
5 生涯学習・社会教育の推進	84
6 スポーツの振興	86
7 多様性のある人権社会の実現	88
【基本目標4】 暮らしを守るチカラ	90
1 健康づくりの推進	90
2 保健・医療体制の充実	93
3 高齢者福祉の充実	96
4 障がい者福祉の充実	99
5 地域福祉の充実	101
6 社会保障の充実	104
7 消防・防災の充実	107
8 交通安全・防犯の充実	110
【基本目標5】 地域のチカラ	112
1 協働の推進	112
2 効率的自治体経営	114
3 男女共同参画社会の推進	118
資料編	121
1 町民アンケート	122
2 インターネット調査	124
3 町民ワークショップ	126
4 スタートアップ講演会	127
5 第4次太良町総合計画の施策評価	128
6 策定経過	129
7 策定体制	130
8 太良町振興計画審議会委員名簿	131
9 諮問・答申	132
10 第5次太良町総合計画の体系と個別計画	133

—第1部—
序論

日本の人口が減少していくことは不可避の状況となっています。太良町においては、人口減少の危機が全国的に叫ばれる前から、人口が減少しており、今後その傾向が続くと予想されています。人口減少が不可避な状況において、どうすれば持続可能なまちを作ることができるのでしょうか。言いかえると、どうすれば未来の子どもたちに太良町を残すことができるのでしょうか。総合計画を策定するにあたり、こうした問題を考えることは避けて通れません。未来の子どもたちに太良町を残すことを究極の理念として、本計画を策定します。

1

計画策定の趣旨

● 総合計画をめぐる動き

2011（平成23）年5月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務付けが撤廃されました。この法改正は、地方分権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われ、基本構想、基本計画などから構成される総合計画について、市町村の自主性および自立性を高め、創意工夫を期待する観点から見直されたものです。

このため、各自治体において総合計画のあり方（位置づけ、役割）を自ら設定する必要があります。

● 策定の背景

近年の社会情勢においては、少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来、地方創生や地域活性化の重要性の高まりなど、我が国や本町を取り巻く社会経済情勢は変化し続けています。

特に、人口減少については、生産年齢人口（15～64歳）の減少など、人口構造の変化を伴うものであり、地域経済規模の縮小や社会保障関係費の増大等、地域経済や行政運営に大きく影響を及ぼすものであり、今後の地方自治体を取り巻く環境は、一層厳しいものとなることが予想されます。

第5次総合計画策定の趣旨

このような背景を踏まえ、今日においては、地方が自ら有する経営資源や地域特性を最大限に活用して、「自立した地域づくり」を進めていくことが求められています。今回の第5次太良町総合計画は、これまでの行財政運営の基盤と仕組みの整理はもちろん、町が有する地域の特性や強み、誇りや愛着を町民が再確認することを通じて、町の地力を高め、自立した持続可能なまちとなることを目的として策定します。

2 計画の位置づけと役割

計画の位置づけ

本計画は、まちづくりを進めるうえで最も上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの目標とその実現に向けた方策を示しています。

計画の役割

本計画は、まちづくり全般にわたる内容となっており、いわゆるまちづくりの総合的な指針となります。この計画書は、中長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政運営を行うため、また、行政運営のみならず、町民と行政が目標を共有し、協働してまちづくりを進めるための、考え方や方針を示した手引書（マニュアル）としての役割を担っています。

3

計画の構成と期間

● 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成されています。

基本構想

本町のまちづくりの基本理念、将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を示すものです。期間を2020（令和2）年度から2027（令和9）年度までの8年間とします。

基本計画

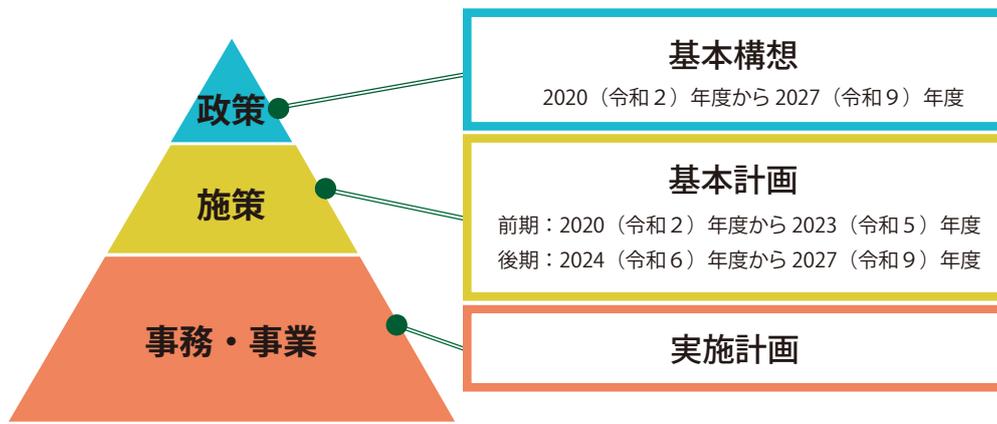
基本構想で定めたまちづくりの基本理念、将来像を受けて、その実現に必要な施策を分野別に体系化し、各施策の展開方針、指標および役割などを示したものです。本計画は全計画期間における前期基本計画にあたり、期間は前期基本計画を2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間、後期基本計画を2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とします。

実施計画

基本計画に定められた事業の具体的な実施内容を示すとともに、毎年度の予算編成などの行政運営方針の根拠にもなるものです。基本計画に掲げられた事業の実効性を担保するため、財政計画に裏付けられた実行可能なものを立案し、可能な限り費用、財源、時期などを示します。

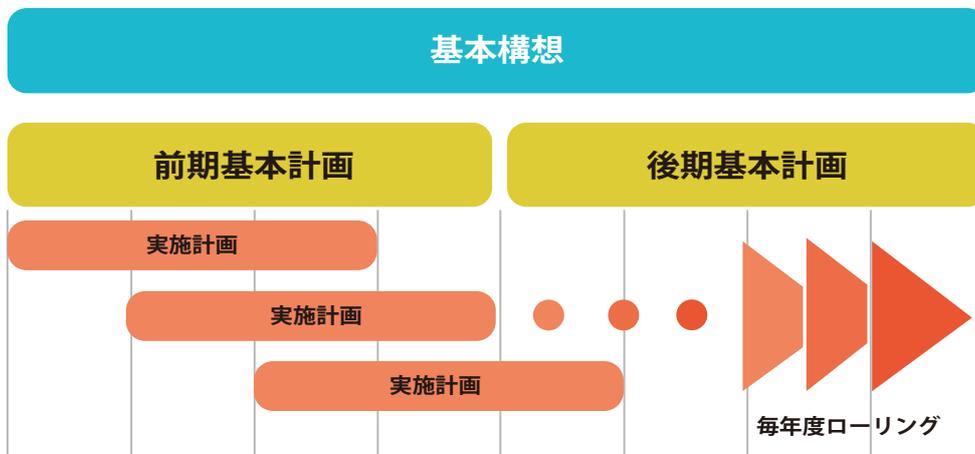
実施計画は3年間とし、進捗状況を把握して毎年度見直すものとしします。

第5次太良町総合計画の構成



第5次太良町総合計画の期間

2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------



1

社会潮流

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

2015（平成 27）年 9 月に開催された国連サミットで、2030（令和 12）年までの長期的な開発の指針として、17 の国際目標・169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標 (SDGs)」が定められました。我が国においても、8 つの優先課題と具体的施策が定められ、各地方自治体の積極的な推進が求められています。



(2) 地域共生社会の実現

2016（平成 28）年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が、厚生労働省に設置されました。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が目指されています。

(3) 人生 100 年時代の到来

今後、我が国では高齢化がさらに進み、「人生 100 年時代」を迎えることが予測されており、そのような長寿社会において、いつでも学び直し・働き直しができる社会が目指されています。また、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、人々は心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まっています。生涯にわたって、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することができ、個性と能力を十分に発揮できる環境が必要になってきています。

(4) 超高齢化社会・人口減少社会の到来

我が国の総人口は、2008（平成 20）年をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」2017（平成 29）年推計によると、2040（令和 22）年代頃には毎年 90 万人程度の減少となり、人口減少の加速が予想されています。地方では、若年層を中心とする人口流出や死亡数が出生数を上回る自然減により、都心部より早く人口減少が進行しています。高齢化社会・人口減少社会に対応できる社会システムの構築が求められています。

（５）観光交流の拡大

東京オリンピック・パラリンピック（2020（令和2）年）の開催、リニア中央新幹線の開業（2027（令和9）年予定）等、観光交流に対する期待が高まっています。国や都道府県では、インバウンドの増加に注力しており、国際的な観光客の受け入れ拡充は、産業や商業等の面における大きな政策課題となっています。佐賀県では、2017（平成29）年に「佐賀さいこう！た・びジョン」を掲げ、県を挙げて、「ふるさとへの誇り」を実感できる社会を目指しています。



▶佐賀さいこう！た・びジョン

（６）情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展

情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しています。さらに、医療や介護の分野におけるICTの活用のほか、自動車、家電などあらゆるモノがインターネットにつながることで、情報のやり取りが可能となる「モノのインターネット」（IoT：Internet of Things）による新たな付加価値の創出など、社会や生活の変化をもたらされることが予想されています。

(7) 災害に対するリスクの増大と防災に対する意識の高まり

近年、台風や予想し得ない局地的な集中豪雨、大規模な地震などにより、全国各地で災害が発生しています。2011（平成23）年に発生した東日本大震災では、自治体の庁舎自体が被災したことにより、行政機能が維持できず、あらためて、地域コミュニティによる自助・互助及び正確な情報周知の重要性が再認識されました。さらに、2016（平成28）年4月には、熊本県において最大震度7を記録する震災が発生し、今後においても、南海トラフにおける大規模な地震の発生が高い確率で予想されることから、災害対策への関心は全国的に高まっています。

(8) 雇用・労働環境の確保

高齢化の進行や団塊の世代の大量退職、生産年齢人口（15～64歳）の減少により労働力人口が減少しつつある中、年齢や性別に関わらず、誰もが安心して働ける雇用・労働環境の確保が求められるようになっていきます。また、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革等、労働環境の整備に向けた法整備や取組等が徐々に進んでいます。

(9) 地域の自立

地方分権の流れの中で、地域での自立的な取組が進められており、ふるさと納税やクラウドファンディング等、資金調達の仕組みが各地で多様化しています。人口減少、高齢化、安心・安全への対応、子育て支援、コミュニティ強化等、地域を取り巻く課題は多様であり、それらの地域の課題解決に向けて、地域、町民、NPO法人、企業等様々な主体が、地域への関わりを強めています。

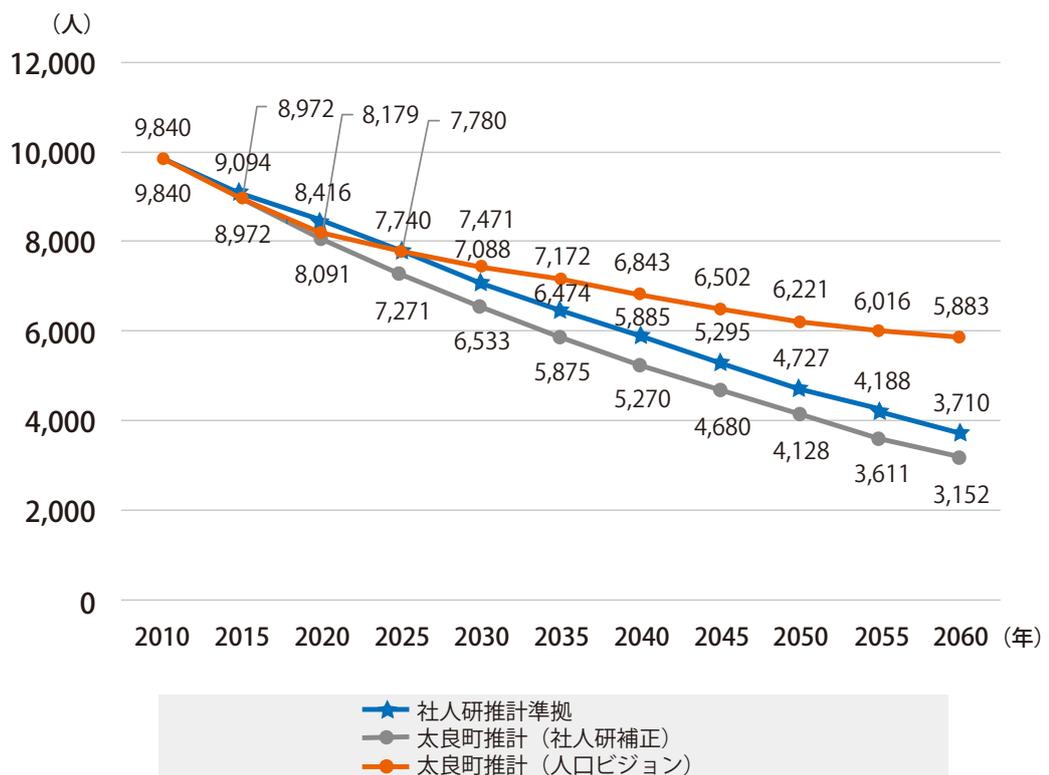
2

統計からみる太良町の現状

(1) 人口の推移

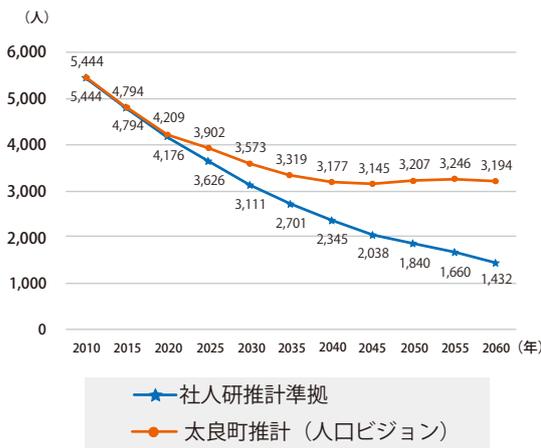
- ▶ 社人研推計では2060（令和42）年までに人口が4千人を割り込む結果となっています。雇用を創出するなど、いかに定住人口を増やしていくかが問題となります。
- ▶ 太良町内にある資源を豊かにし効率的な資源配分を行うことで、高齢化と人口減少に適応するシステム作りが急がれます。

人口ビジョンにおける人口の将来展望

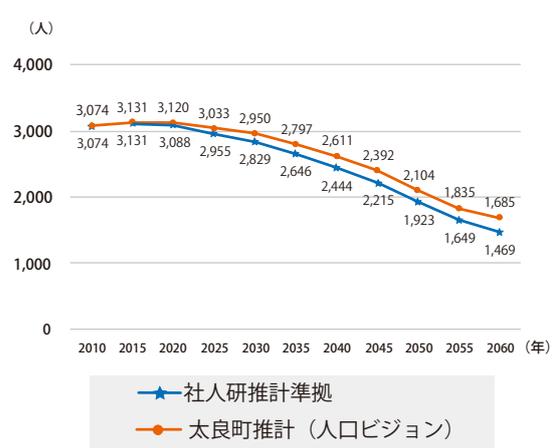


- ▶消費面、生産面からその多くを担うことが期待される生産年齢人口については、人口規模の縮小に伴い、長期的にも縮小傾向で推移し、2060（令和42）年には現状の60%程度になる見通しです。
- ▶今後は、地域における雇用の創出を図るとともに、経済規模の縮小を抑制するために、生産性の向上についても力を入れていくことが重要です。
- ▶高齢者人口は、2015（平成27）～2020（令和2）年をピークに減少過程に入ることが予想されています。
- ▶今後、独居の高齢者が増える可能性が高くなるため、地域全体で高齢者を見守る等の地域福祉システムの構築が急がれます。
- ▶いかに生産年齢人口を確保し、更に元気な高齢者が社会参加できるようにして、町全体の活力につなげられるかが問題となります。

生産年齢人口の推移



高齢者人口の推移



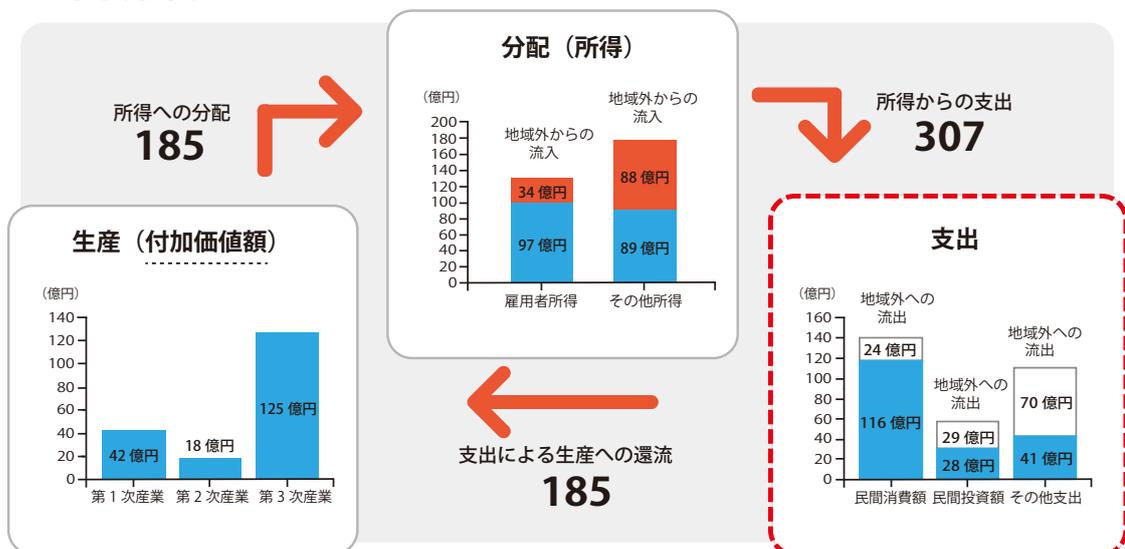
(2) 地域経済の状況

地域経済循環図からみる太良町の経済

- ▶ 町外から流入した所得が、支出において町外に流出しています。特に、地方自治体が行政サービスの提供に伴い発生したコストや町外に居住する住民または法人との間の財・サービスのやり取り（移輸出入収支額）等を示す「その他支出」において、70億円が町外へ流出しています。
- ▶ 民間消費、民間投資において、所得が町外へ流出していることをみると、町内でニーズが満たされていないことがわかります。その他支出においても、町外に流出していることをみると、基幹となる産業が弱いことが伺えます。
- ▶ できるだけ地域内で町民のニーズを満たし、農業や観光業など他の地域に財やサービスを提供できる基幹産業を整え、所得の流出を防ぎ、経済循環率を高める必要があります。

地域経済循環図 2013（平成25）年

地域経済循環率
60.3%



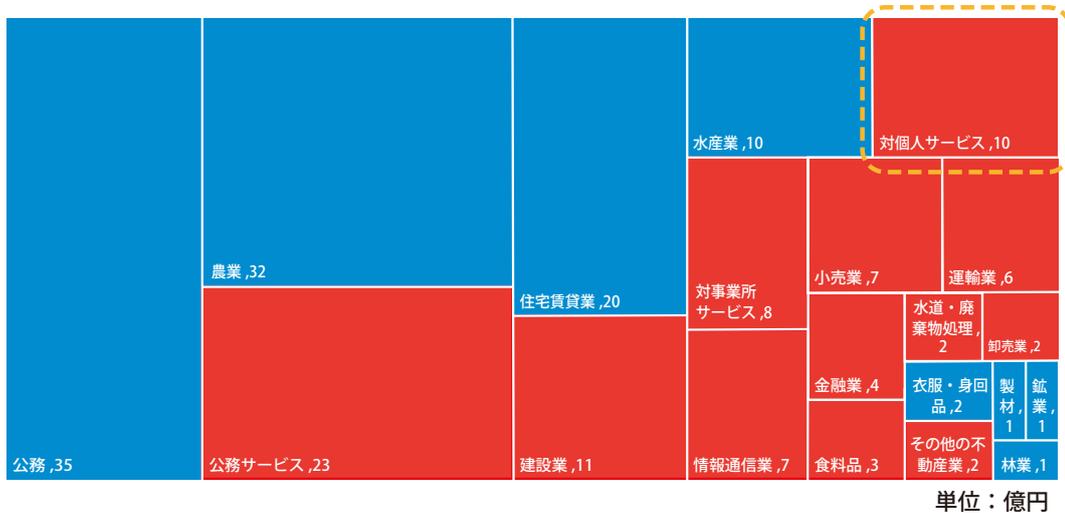
※端数処理の関係でグラフ値の合計と各総額は必ずしも一致しません。

資料：地域経済分析システム

付加価値の総額（185 億円）と移出入からみる太良町の経済

- ▶ 「農業」「水産業」の付加価値は、プラスとなっており、他の地域の方が、太良町の農水産物を購入していることが分かります。このことからみると、第1次産業は太良町において重要な産業だと判断できます。
- ▶ 「対個人サービス」（飲食・宿泊業）がマイナスとなっており、このことを観光という側面からみると、他の地域の人たちに観光サービスを効果的に提供できていないということが伺えます。

産業別付加価値額
2013（平成25）年



※青で色付けされている産業は、他の地域との間の移出入がプラスであることを意味し、赤で色付けされている産業は移出入がマイナスであることを意味しています。

※端数処理の関係でグラフ値の合計と総額は一致しません。

資料：地域経済分析システム

3

アンケート調査の結果からみる太良町の現状

本計画の策定にあたり、町民の意見を幅広く反映させるために、2018（平成30）年8月に、18歳以上の町民2,000人を対象に「町民アンケート」を実施しました。（回収数619）

また、同時期に町外の方に太良町の認知度を把握するために、インターネットによる調査を行いました。（有効回答数311）

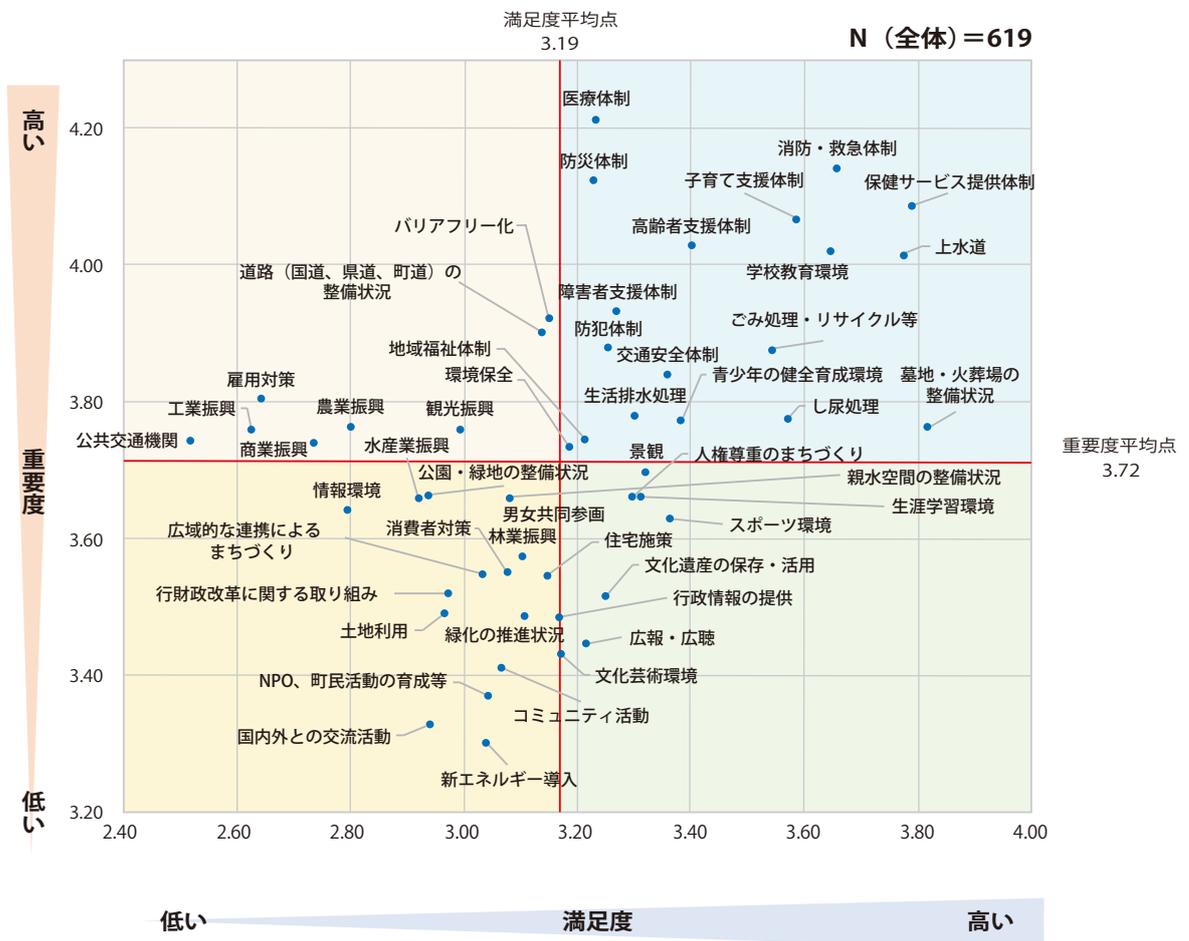
町民アンケート結果より

町民の満足度

- ▶福祉領域の満足度が高くなっています。その中で、比較的満足度の低い「医療体制」「地域福祉体制」への対策が必要と考えられます。
- ▶満足度が低く、重要度高くなっている優先度の高い項目をみると、公共交通機関、雇用対策、農業振興などの「生活基盤・産業分野」が配置されています。
- ▶「観光振興」の重要度の得点は高くなっています。
- ▶「NPO、町民活動の育成」「コミュニティ活動」の重要度が低くなっています。

満足度と重要度の散布図

太良町の暮らしに関わる 50 項目について、満足度と重要度それぞれの平均値に基づき、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、散布図を作成しました。

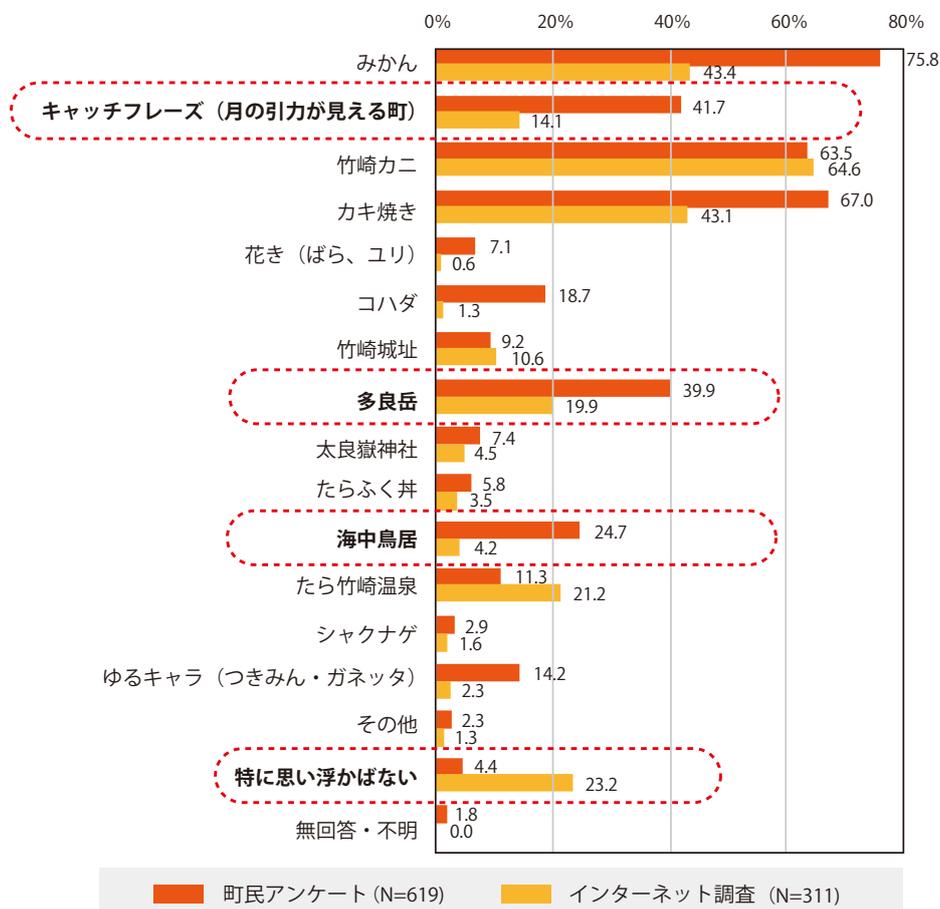


インターネット調査結果より

「太良町」と聞いて思い浮かべるもの

- ▶ 町内外で認識の違いがあります。
- ▶ 町のキャッチフレーズの町外での認知度が低くなっています。
- ▶ 町外で「特に思い浮かばない」が23.2%となっています。まちのPRがうまくいっていないことが伺えます。

地域の誇れるものと「太良町」と聞いて思い浮かべるもの [複数回答]



4

町民ワークショップの結果からみる太良町の特徴

総合計画の策定にあたり、ワークショップで太良町の強みや弱み、強みを生かした取り組みや弱みを克服するための取り組みを語り合ってもらいました。語り合いで得られた考えを、シートに書いてもらいました。

町民ワークショップの
実施概要については
126 ページへ



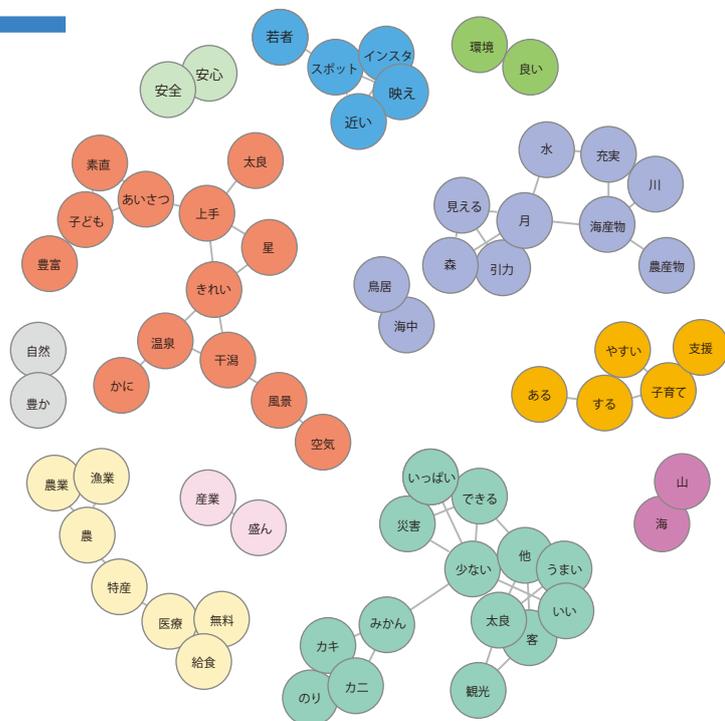
太良町の良いところ

- ▶ 頻出する単語をみると、自然や食に関する単語が多くなっており、「子育て」という単語が上位にランクしています。
- ▶ 単語どうしの結びつきをみると、「若者-インスタ-映え」というグループ、「子育て-(し) やすい-支援」というグループ、「星-風景-空気-干潟-きれい」というグループ、「農産物-海産物-充実」というグループがあります。豊かな自然で環境が良いところ、インスタ映えする綺麗な風景、食が豊かなところ、子育てしやすいという良さがあることが伺えます。

頻出単語上位 30

抽出語	出現回数
自然	32
子育て	22
豊か	20
海	12
山	10
支援	10
カキ	8
町	8
月	7
子ども	7
観光	6
食材	6
たくさん	5
カニ	5
海産物	5
海中	5
環境	5
食べ物	5
多い	5
鳥居	5
豊富	5
引力	4
見える	4
産業	4
資源	4
充実	4
水	4
あいさつ	3
給食	3
森	3

単語どうしの結びつき



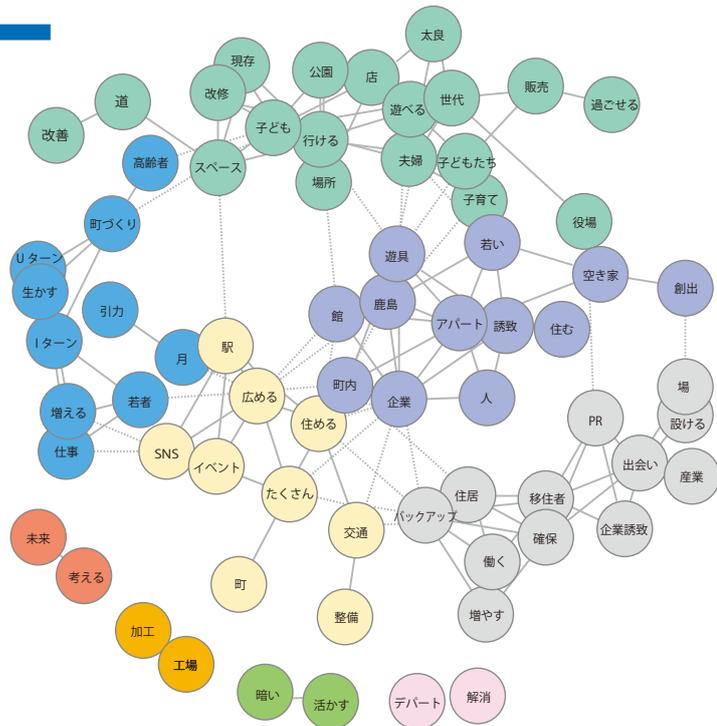
太良町に足りないもの

- ▶ 頻出する単語をみると、「作る」「人」「産業」「場所」「増やす」「活用」「仕事」といった単語が上位にランクされています。
- ▶ 単語どうしの結びつきをみると、「子ども - スペース - 行ける - 公園 - 場所 - 店 - 遊べる」というグループ、「月 - 引力 - 生かす - Uターン - ターン - 若者 - 増える - 仕事」というグループ、「若い - 空き家 - アパート - 誘致 - 住む - 人」というグループ、「移住者 - PR - 確保 - 住宅 - 働く - 増やす」というグループ等があります。
- ▶ 若い人や子育て世代が気軽に行ける場所、移住者を増やすための取り組み、そのための雇用の創出といったことが必要とされているようです。

頻出単語上位 30

抽出語	出現回数
作る	12
人	9
産業	7
場所	7
増やす	7
町	7
活用	6
仕事	6
住む	6
公園	5
施設	5
場	5
整備	5
引力	4
館	4
月	4
子ども	4
太良	4
利用	4
たくさん	3
移住者	3
駅	3
確保	3
企業誘致	3
空き家	3
交通	3
鹿島	3
生かす	3
太良	3
町づくり	3

単語どうしの結びつき



5

太良町の特徴と課題

統計情報、町民アンケート、インターネット調査、町民ワークショップ等の結果から見えてきた太良町の特徴と課題を、「自然・環境」「産業・経済」「人・社会」という3つの分野からまとめると以下のようになります。

自然・環境

- ・自然が豊か
- ・海山の幸に恵まれている
- ・月の引力が見えるまち
- ・災害が少ない
- ・星が綺麗

太良町の課題

- 人口減少状況においても地域を維持できる体制づくり【人・社会】【産業・経済】
- 高齢化に伴う独居の高齢者をケアする体制づくり【人・社会】【産業・経済】
- 太良町の良さが町外に発信されていない。【産業・経済】
- 観光の町として、受け入れ態勢を整え、PRを進めていくことが必要。【産業・経済】【人・社会】
- 農業は基幹産業として位置づけられますが、耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策、高齢化対策、後継者の育成が必要です。【産業・経済】【自然・環境】【人・社会】
- 商業振興、観光振興の促進。商業振興については、町独自で飲食店やショップなどのローカルビジネス等を振興することにより、町内に新たに消費する場の創出を進めていくことが考えられます。【産業・経済】【人・社会】
- 若者が定住できる環境（雇用、子育て支援、居場所づくり）整備。【産業・経済】【人・社会】
- これから多様化する福祉ニーズに対応するために、地域で支え合う体制づくりが必要と考えられます。【産業・経済】【人・社会】
- 協働のまちづくりを進めるためには、自分たちがまちをつくっていくという意識の醸成が必要です。【人・社会】
- 行政が町民の主体的な取り組みを支援していく必要があります。【人・社会】

産業・経済

- ・農業、漁業が盛ん
- ・観光資源（特産品、景色）が豊富

人・社会

- ・「子育て」しやすい
- ・地域福祉が充実している
- ・学校教育環境がよい
- ・高齢者支援が充実している
- ・人のつながりは強い
- ・ごみ処理・リサイクル

—第2部—
基本構想

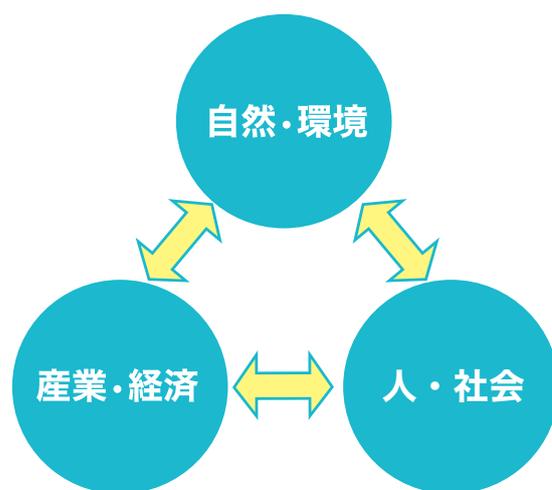


1

基本理念

太良町は、多良岳、有明海といった豊かな自然から多大な恩恵を受けています。町の富の源泉であり、魅力ともなっている自然を守り、維持することは、非常に大切なことです。また、第1次産業を太良町の基幹産業として位置付けるならば、なおさら自然環境を保全することが重要な課題となります。

持続可能なまちとするためにも、このように自然環境の維持を中心に考えながら、太良町の産業の振興と、人づくりを進めて行くことが肝要となります。これら3つの領域の相互連関を念頭に置きながら、これからのまちづくりを行います。



2

将来像

将来像は、本町が8年後に目指す姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。

これからの太良町のまちづくりにおいては、町民が豊かな生活を送ることができる環境を行政が整えていくと同時に、町民一人ひとりが太良町に感じている魅力・愛着・誇りを再確認し、まちづくりに向けて取り組んでいくことが大切です。また、太良町の将来を見据え、持続可能なまちづくりを実現していくためにも、町内外の多くの人を巻き込める活力を生み出していくことが求められます。そこで、第5次総合計画の将来像を以下のように掲げます。

未来を 引きよせるチカラ 太良町



太良町
月の引力が見える町

「月の引力が見えるまち」という町のキャッチフレーズと併せて、住む人たちがかなえたい未来を町民自らの力で引きよせることのできる実行力のあるまちを目指していきます。

3

人口、世帯数の推計

本町では、2015（平成 27）年に「太良町人口ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、少子高齢化、転出超過といった本町の人口問題に対して、長期的視点から取り組むことにより、2040（令和 22）年において 6,800 人程度、2060（令和 42）年において 5,900 人程度の人口規模をめざします。

本計画においても、「太良町人口ビジョン」に基づき、2027（令和 9）年の人口目標を以下のように設定します。

「太良町人口ビジョン」で掲げた目標を達成するためには、合計特殊出生率¹が 2030（令和 12）年までに人口置換水準（2.1）まで上昇し、それを維持していくことが必要となっています。

太良町を存続させていくためにも、少子化、人口減少対策を引き続き行っていく必要があります。

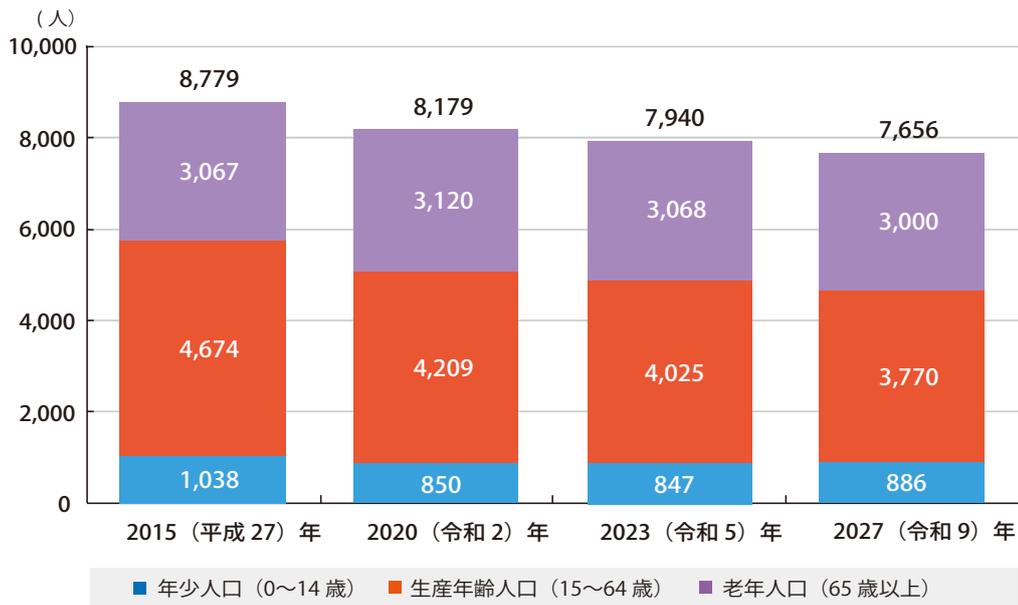
（単位：人、世帯、人／世帯）

	本計画期間				人口ビジョン	
	2015 年 （平成 27 年）	2020 年 （令和 2 年）	2023 年 （令和 5 年）	2027 年 （令和 9 年）	2040 年 （令和 22 年）	2060 年 （令和 42 年）
総人口	8,779	8,179	7,940	7,656	6,843	5,883
年少人口 （14 歳以下）	1,038 （11.8%）	850 （10.4%）	847 （10.7%）	886 （11.6%）	1,055 （15.4%）	1,004 （17.1%）
生産年齢人口 （15 歳～64 歳）	4,674 （53.2%）	4,209 （51.5%）	4,025 （50.7%）	3,770 （49.2%）	3,177 （46.4%）	3,194 （54.3%）
老年人口 （65 歳以上）	3,067 （34.9%）	3,120 （38.1%）	3,068 （38.6%）	3,000 （39.2%）	2,611 （38.2%）	1,685 （28.6%）
世帯数	2,829	2,797	2,774	2,744	2,646	2,495
1 世帯当人数	3.10	2.92	2.86	2.79	2.59	2.36

※世帯数、1 世帯当人数については、国勢調査結果より独自推計資料：「太良町人口ビジョン」

¹ 合計特殊出生率／1 人の女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数。その年の 15 歳から 49 歳までの女性が生んだ子どもの数を元に算出する。人口を維持できる水準は 2.07 とされ、将来の人口が増えるか減るかをみる指標となる。

太良町の人口目標

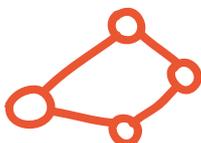


1

施策の体系

将来像の実現に向け、基本目標と施策項目を以下のとおり定めます。

《重点目標》



「つながり」を創るチカラ

本計画を策定するにあたり行った各種調査、ワークショップ、第4次総合計画の施策評価を総合的に分析し、課題を抽出しました。

これから持続可能なまちとしていくための第一歩として、「つながり」を作ることから始めていきます。ここでの「つながり」とは、他の地域に住んでいる人たちとのつながりであったり、世代間のごつながりであったり、町内に住む人たちのつながりであったり、行政と町民のごつながり、庁内組織のごつながり等のことです。

人と人、人と組織、組織と組織が重層的にごつながり合うことで、まちの活気を醸成するとともに、効率的にまちづくりができる体制を整えます。

施策項目

- 1 観光の振興
- 2 移住・定住の促進
- 3 各産業の後継者の育成
- 4 公共交通・道路の整備
- 5 地域のごつながりの醸成とコミュニティ支援
- 6 庁内組織の改革

〈〈 基本目標 1 〉〉



自然環境を守るチカラ

本町の富の源泉であり、魅力ともなっている自然を守り、維持することは、持続可能なまちとしていくために不可欠なことです。持続可能なまちとするためにも、自然環境の維持を中心に考えながら、本町の産業の振興と人づくりを進めて行くことが肝要となります。

美しい景観や賑わいの中で、町民が安心して快適な暮らしを営んでいけることを目指します。そのために、住宅や河川、上下水道、公園等快適な生活の基盤となるインフラを維持・整備し、自然と都市機能の調和のとれたまちづくりを進めていきます。

町民の憩いの場となる公園を推進するとともに、美しい生活環境を保つため、環境に配慮した循環型社会・環境保全型社会を推進していきます。

施策項目

- 1 自然環境の保全
- 2 持続可能な環境に配慮する社会の構築
- 3 住みよい居住環境の整備
- 4 美しい景観づくり

〈〈基本目標2〉〉



産業を発展させるチカラ

産業の充実は、雇用の確保や町の財政の維持に直結します。本町の主要産業でもある農業・水産業の更なる振興に加え、特産物を活用した商品開発・6次産業化や販路の拡大など、各産業の主体が協働しながら本町の産業を振興していきます。また、協働・連携が容易になるよう環境を整えていきます。

施策項目

- 1 農林業の振興
- 2 水産業の振興
- 3 商工業の振興
- 4 ブランド化の推進
- 5 雇用の促進

〈〈 基本目標 3 〉〉



人をそだてるチカラ

安心して妊娠から出産・子育てができる環境の整備や支援体制の構築を進めていくことで、子育て世帯が孤立せず子育てができるまちを目指します。また、保育環境や教育環境を整備することで、子どもたちが安心して学び、健やかに成長することができるまちを目指します。

また、家庭、地域、学校が連携し、地域全体で子どもたちの成長を見守っていくための体制を整えていきます。町民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち、町の歴史や文化を学び次世代に引き継いでいきます。

互いの人権を尊重し支え合いながら、他人に対して寛容で多様性のある社会を目指します。

施策項目

- 1 子育て環境の向上
- 2 教育環境の充実
- 3 太良町の歴史・文化の保存・教育の推進
- 4 青少年健全育成の充実
- 5 生涯学習・社会教育の推進
- 6 スポーツの振興
- 7 多様性のある人権社会の実現

〈〈基本目標4〉〉



暮らしを守るチカラ

健康づくりの取組を進めるとともに、支え合い、助け合いができる地域づくりを推進することにより、一人ひとりに地域で役割や居場所があり、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちを目指します。

健やかな心身を保つための保健・医療・介護・福祉の充実・連携を図るとともに、子どもも高齢者も障がいのある人もない人も、全ての町民が充実した生活を送ることができるよう努めます。

助けが必要な人への支援や、市民の安全を守る防災・防犯・交通安全の取組により、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

----- 施策項目 -----

- 1 健康づくりの推進
- 2 保健・医療体制の充実
- 3 高齢者福祉の充実
- 4 障がい者福祉の充実
- 5 地域福祉の充実
- 6 社会保障の充実
- 7 消防・防災の充実
- 8 交通安全・防犯の充実

〈〈 基本目標 5 〉〉



地域のチカラ

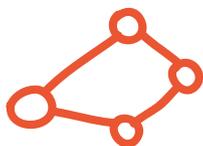
町民・地域・行政の連携をはじめ、他自治体との連携等様々な形での協働を確立し、社会情勢の変化に伴う課題に柔軟に対応できるまちを目指します。

そのために、情報発信や対話といった広報・広聴機能を充実させ、町民や地域コミュニティとの情報共有や連携を強化していきます。性別や年齢に関わらない全ての人の積極的な参画を得ながら、町民・地域・行政の協働のまちづくりを推進していきます。また、町民ニーズを適切に捉え、限られた財源を効率的かつ効果的に活用しながら、質の高い公共サービスを提供していきます。

施策項目

- 1 協働の推進
- 2 効率的自治体経営
- 3 男女共同参画社会の推進

—第 3 部—
基本計画



「つながり」を創るチカラ



施策項目

1 観光の振興

施策の方針

本町の地域資源を活かしながら、広域観光連携を推進し、
交流人口の獲得・拡大を目指します。

現状と課題

既存の観光資源に加え、海中鳥居が佐賀県遺産に登録されたことなどがあり、観光客数は堅調に推移しています。しかし、インターネット調査の結果からは、町外の方々の本町に対する認知度は、総体的に高くありません。対外的に認知度の高い「竹崎カニ」等を中心として、本町の魅力を発信しながら、観光協会等と連携して通年型の観光を確立することが必要です。更に、本町の観光資源を活かした特色ある観光施策を行っていくことが必要です。

また、今後は、本町のみこだわらず、近隣市町との広域的交流人口増大のプログラムを作るなど広域観光体制を構築する必要があります。

主要な施策

(1) 観光・交流資源の充実・活用

「道の駅太良」などの既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、太良町納涼夏まつりなどの観光イベントの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化を図ります。また、通年型の観光の確立や「食」をテーマとした観光メニューの創出、子育て世代等をターゲットとした観光商品の開発などを図ります。

(2) PR活動の推進

様々な媒体を通して町外に向けて、本町の魅力を発信し、交流人口の増大に向けた取り組みを行います。また、観光のまちとしてPRしていくために、町全体で受け入れ態勢を整えていきます。

(3) 観光交流に向けた町内外での連携体制の構築

町内の観光事業者、その他の事業者及び外部の企業や専門家との連携・協力関係を構築して、観光入込客数増加のための取り組みを推進します。

(4) 広域観光体制の充実

佐賀県南西部及び佐賀長崎の県境エリアの周遊観光の商品化を充実させていきます。また、九州新幹線長崎ルートを利用する観光客の取り込みも視野に入れるとともに、インバウンド¹対策も推進します。

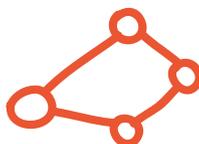
成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
交流人口（観光客数）	千人	657.2	690.0	718.0
観光消費額	千円	2,508,074	2,636,000	2,743,000

関連計画

- 太良町観光マスタープラン
- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略

¹ インバウンド／訪日外国人旅行または訪日旅行。



「つながり」を創るチカラ



施策項目

2 移住・定住の促進

施策の方針

町の魅力に魅かれ、多くの人が町に住むことができるよう、定住促進住宅の整備や空き家情報バンク制度などによる住宅確保対策に合わせて効果的な移住支援策を展開し、移住・定住者の確保を図ります。

現状と課題

少子化に伴い人口減少が進展すると、地域コミュニティや産業等、様々な方面で担い手が不足し、地域行事が行われなくなったり、農林水産業や商工業等の町内産業が衰退したりすることが考えられます。

本町の人口は、減少傾向にあり、その傾向が今後も続いていくとの予測がなされています。特に10代後半から20代にかけて就学・就労による転出超過の状態となっており、人口減少の大きな要因の一つとなっています。そのため、人口減少の克服のためには、就労対策及び住宅確保が必要であり、合わせて移住者に対する支援策を行い、定住者を増やすことが重要です。

また、定住に至らないものの将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、本町に継続的に多様な形で関わる、関係人口¹の創出・拡大も必要となってきます。

主要な施策

(1) 広報媒体を用いた移住・定住のPR

太良町移住サイトやその他広報媒体を用いた移住・定住のPRを促進し、本町の認知度向上と魅力発信に努めることにより、将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大を目指します。

(2) 移住者に対する支援の充実

移住者が満足した生活を本町で送ることができるよう、行政からの支援や、地域レベルでの支援など、移住者に対するきめ細やかなサポートを行います。

(3) 定住促進住宅整備事業

定住促進住宅を供給し、定住人口の増加を図ります。

(4) 移住定住促進事業

空き家情報バンク制度を活用して、空き家登録物件の増加を図るとともに、移住定住促進事業を推進して、移住者の増加と転出者の抑制、町内の空き家・空き地の活用を促進させます。

成果指標

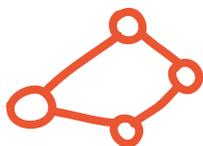
指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
定住促進住宅建設戸数※	戸	40	52	52
空き家情報バンク制度による 成約件数※	件	14	24	32

※累計数

関連計画

- 太良町過疎地域自立促進計画
- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 関係人口／移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。



「つながり」を創るチカラ



施策項目

3 各産業の後継者の育成

施策の方針

農林水産業をはじめ、町内のあらゆる業種の後継者不足が深刻化しています。地域産業の維持・振興のために後継者育成のための施策の充実を図ります。

現状と課題

少子高齢化・後継者不足等により、農業従事者は減少傾向にあり、農地を所有していても農業には従事していない土地持ち非農家が増加傾向にあります。農業従事者が減ってしまうと、農地を適切に管理する事ができなくなり、遊休農地の増加による景観や環境の悪化が懸念されます。

農業においては、国の事業にのらない担い手確保施策として平成28年度から親元就農給付金を創設し、一定数の担い手を確保することができました。

今後の担い手の掘り起こし、及び継続した農業従事者への支援が必要となっています。一方、荒廃農地が増加する中で、担い手の確保及び担い手への農地の集積化を図ることが必要となっています。

林業においては、森林の多面的機能の維持を確保するために、森林の適切な施業管理が

必要となっており、そのための森林整備技術者としての担い手の安定的な確保が不可欠となっています。しかし、作業の過酷さ等により、担い手の確保が難しくなっています。

漁業においては、有明海異変とも呼ばれる、漁業環境の悪化による漁獲量の減少、特に漁船漁業の不振に伴う後継者の減少は危機的な状況となっています。潜水漁業の技術継承等が困難になりつつある中で親元就漁支援により担い手の確保を進める必要があります。

商工業においても、地域経済の不振により、先の見えない経営環境下であり、事業承継の動きが鈍化しています。地域から商工業が減少すると、雇用が失われ、購買する店舗が減少し、生活の利便性が損なわれることで、人口減少に拍車がかかることになるので、適切な対策が必要です。

主要な施策

(1) 太良町親元就農・就漁給付金の活用

太良町親元就農給付金を有効に活用し、農業の担い手を確保、育成します。漁業においては、令和元年度からの親元就漁支援により水産業の担い手の確保を目指します。

(2) 第1次産業の担い手の確保に向けた支援

第1次産業に関わる多様な担い手の確保・育成を進めるために、研修の充実や、U・I・Jターン¹による担い手確保のための広報活動を充実します。また、将来的な担い手の育成のために、町の子どもたちに対する農林業体験などを実施します。

(3) 商工業の後継者対策の充実

事業者の経営が安定するように環境支援するとともに、商品開発、設備投資等を支援し、未来を展望できる経営環境を整え、後継者の事業承継の気運を高めます。

¹ U・I・Jターン／大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

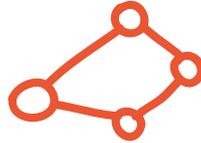
成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
認定農業者数	人	130	145	160
新規農業者数 (親元就農給付金認定者) ※	人	8	15	20
漁家数 (経営体)	戸	187	177	168

※累計数

関連計画

- 太良町農業振興地域整備計画
- 太良町人・農地プラン
- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略



「つながり」を創るチカラ



施策項目

4 公共交通・道路の整備

施策の方針

町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、
町民の身近な公共交通機関を作ります。

現状と課題

公共交通については、町民の人口減少、少子高齢化に伴い、移動困難者が増加し、町民の生活の足の確保対策が急務となっています。

九州新幹線西九州ルートの開業に伴い、上下分離¹される長崎本線（肥前山口～諫早）については、引き続き地域を支える鉄道としての役割を果たすとともに沿線地域の振興策が求められます。

道路の整備については、鹿島～諫早間の広域的な道路ネットワークの整備の実現にむけて、勉強会・会議・要望等を積極的に行っています。今後も、広域的な道路ネットワークの整備の実現に向け、継続して国・県に要望を行っていく必要があります。

町道の整備については、補助事業等を活用し、舗装の打替え、橋梁の補修等を実施して

¹ 上下分離／2022（令和4）年度の九州新幹線西九州ルートの開業に伴い、JR九州が列車を運行し佐賀・長崎両県が鉄道施設を保有する運行方式のこと。

いるほか、地元からの要望が多い維持・改良については、優先度を考慮し整備促進に努めています。しかし、将来的には建設後 50 年を超える橋梁が全体の 80% を超えることとなります。補修費用も多大となることから橋梁長寿命化修繕計画に基づき、効率的に維持補修を進めていく必要があります。

また、生活道路として活用されている農道及び林道においても、橋梁等、町道同様の問題を抱えており、適切な維持管理を行っていく必要があります。

主要な施策

(1) 地域公共交通網形成事業

地域公共交通網形成計画に基づいて、地域公共交通網を維持し、町民の生活の足を確保します。

(2) 県・沿線地域と連携した新たな交流の創出

九州新幹線西九州ルートの開業の機会を活かし、県や長崎本線沿線市町をはじめ関係団体と連携して交通の利便性向上や地域の魅力づくりに取り組み、新たな交流を生み出していきます。

(3) 国道・県道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、新たな広域道路ネットワークの整備や、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備促進を関係機関に積極的に要請していきます。

(4) 町道の整備

国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、町道の整備を計画的・効率的に進めます。また、地域・町民と連携しながら道路の安全性、利便性の向上に向け、維持管理に努め長寿命化を図ります。

(5) 安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保や安全施設の整備を進め、災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した安心で快適な道づくりを目指します。

(6) 道路、橋梁の長寿命化事業の推進

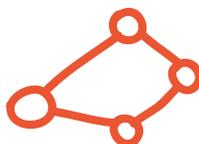
橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先順位等を把握することで、事業の平準化を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
コミュニティバスの利用者数	人	0	13,520	15,000
橋梁健全度率	%	89.7	92.0	95.0
道路（国道・県道・町道）の 整備状況についての満足度	%	37.2	43.0	50.0

関連計画

- 太良町地域公共交通網形成計画
- 太良町橋梁長寿命化修繕計画
- 太良町林道施設長寿命化計画（個別施設計画）
- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略



「つながり」を創るチカラ



施策項目

5 地域のつながりの醸成と コミュニティ支援

施策の方針

町民による自発的な地域づくりを進めるため、コミュニティ意識の醸成やコミュニティ活動の促進、支援を行うとともに、コミュニティ活動を担う人材の発掘、育成に努めます。

現状と課題

自治会や老人クラブなどのコミュニティ活動団体は、様々な分野で自発的な活動を行っていますが、構成員の高齢化や組織率の低下などが課題となっています。今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティ活動の促進を図るとともに、コミュニティ活動を担う組織や人材の育成、強化に努める必要があります。

現在、コミュニティ活動の場となる公民館や集会場などの施設・設備の整備に関する支援を行っていますが、コミュニティ活動の活性化を図るため、今後も支援を継続する必要があります。

町民一人ひとりが自発的に参加できるようなコミュニティづくりを進めていきます。

主要な施策

(1) コミュニティ意識の醸成

広報誌や町ホームページなどを通じ、コミュニティに関する情報提供を行うとともに、様々な地域活動の機会創出を図り、町民による自発的な地域づくりへの参加意識の高揚を図ります。

コミュニティ意識の啓発活動や講座の開催などを通じ、自治意識の醸成、高揚に努めます。

(2) コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動の場の整備充実及び活用促進を図るとともに、国や県の補助金や町の基金を活用し、団体が実施する地域づくり事業に対して支援を行いながら、リーダーの発掘、育成に取り組み、地域社会の連帯感を深めます。

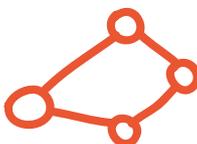
成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
補助金活用コミュニティ数※	件	37	62	82
自治会加入率	%	99.0	99.0	99.0

※累計数

関連計画

- 太良町過疎地域自立促進計画
- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略



「つながり」を創るチカラ



施策項目

6 庁内組織の改革

施策の方針

町民のニーズを実現させるために、また行政と町民が効率よく協働できるよう、柔軟な庁内組織のあり方を検討します。

現状と課題

効率的な行政運営を行うためには、課単位、施策単位で効果を考えるのではなく、各課間、各施策相互の連関を考慮しながら、施策が及ぼす影響の範囲や総体として価値創造の拡大を考えていく必要があります。

今後、行政が主体となって地域の課題を解決できる領域は少なくなり、行政と町民が互いに協働して、地域の課題を解決していく必要があります。

人口が減少していくなかで、本町が継続して発展するために、これまでの行政の縦割りのあり方を改め、現状に対応できるよう組織のあり方を検討する必要があります。

主要な施策

(1) 庁内組織の検討

多様な町民のニーズに柔軟に応えることができるように、庁内組織のあり方、横断的部署、コーディネーター的人員の配置等を検討します。

(2) 職員の教育

持続可能な町とするため、職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上を図りその能力や可能性を引き出し組織としての繋がりを高め、町民間の合意形成を支援するファシリテーション¹能力等これから必要となるスキルを向上させる一方で、組織横断的な協力・情報共有が図られるようにしていきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
庁内組織の改革	—	—	毎年度必要に応じ庁内組織の検討を行う。	
職員研修（専門研修）の参加率	%	30.6	35.0	40.0

関連計画

- 太良町行財政改革大綱
- 太良町人材育成基本方針

¹ **ファシリテーション**／人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りすること。集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していく働きを意味する。



自然環境を守るチカラ



施策項目

1 自然環境の保全

施策の方針

町の誇りである自然環境（多良岳・有明海）の恩恵を活用するとともに、町の景観を守り、次世代へと引き継ぎます。

現状と課題

本町は古来から「豊足の里」と称される程、山から海に至るまで豊かな自然環境の恩恵に浴してきた地域です。希少な動植物が生息する多良岳の天然林や田古里川河口域等では、良好に保全され続けた自然環境により生物多様性が保たれています。

また、町民の暮らしに直結している水道や農業用水等の水の循環環境に関しては、水源の森 100 選の多良岳の天然林や適切な森林管理が実施されている人工林により、河川や地下水の水源の安定性が図られています。

河川等の水質保全のために、家庭用合併浄化槽の普及を促進していますが、高齢者世帯が多いため合併浄化槽の普及が遅れています。

主要な施策

(1) 森林の適切な管理

山から海まで豊かな自然環境を育む森林については、民有林の適切な施業管理を推進します。また、森林環境譲与税を利用し、森林の機能が低下した私有林の公的管理を進めていきます。

(2) 有明海の環境改善

有明海再生のために、太良町地先海域の海底耕耘による底質改善、貝類増殖による水質改善を推進するとともに、町民等参加の広葉樹植栽による豊かな海を育む森づくりを進めていきます。

(3) 河川等の水質保全

本町の自然環境の保全という観点から、今後も引き続き家庭用合併浄化槽の普及を促進します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
環境保全状況についての満足度	%	25.2	27.5	30.0

関連計画

- 太良町森林整備計画
- 太良町生活排水処理基本計画



自然環境を守るチカラ



施策項目

2 持続可能な環境に配慮する 社会の構築

施策の方針

町民、事業者、行政が互いに協力しあい、環境保全意識を高めながら、環境にやさしいまちづくりを推進します。
取り組みにあたっては、環境に配慮するよう意識し、身近なところから着実に進めていきます。

現状と課題

ごみ処理施設については、4市5町で構成する一部事務組合の佐賀県西部広域環境組合において運営を行っています。

ごみ分別の啓発やごみ袋の改良等により、町民の分別意識は向上していますが、まだ多くの資源化できるものがごみとして処理されています。今後、高齢化が進むことで、身体的な理由や支援者がいない等の理由でごみを出すことが困難な人が増えていくことが予想され、日常的なごみ出しの支援についても検討が必要です。

不法投棄については、啓発活動は随時行っているものの減少していません。投棄される

場所は、山林地等が多くなっています。地域、警察等と連携しながら監視体制やパトロールの強化に取り組みながら、モラルの向上や啓発活動を行う必要があります。

低炭素社会への取り組みに関しては、十分な取り組みを行うことができていません。地球温暖化等への対策について啓発を推進し、他市町村の先行事例を参考としながら、自然エネルギー導入を進めていくことが必要です。

主要な施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。

(2) 3 R 1 運動の促進

町民全体にごみの減量化についての周知等を徹底します。

(3) 不法投棄の予防

警察、地域住民と一体となって不法投棄の予防に努めます。

(4) し尿の適正処理

し尿については引き続き鹿島藤津地区衛生施設組合において適正な処理を行います。

(5) 清掃美化活動の促進

美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業やボランティア活動を支援します。

(6) 循環型社会の推進

再生可能エネルギーの推進及び導入により、二酸化炭素の排出量を削減し、環境にやさしい循環型社会の形成を目指します。

1 3 R (スリーアール) 運動／ゴミを減らすための3つのキーワードである、Reduce (リデュース) ゴミになりにくい製品を使う、Reuse (リユース) 再利用する、Recycle (リサイクル) 再生資源として利用する、の頭文字をとったもの。ゴミ減量化の運動のこと。

基本目標 1

自然環境を守るチカラ

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町民一人当りのごみ排出量	kg	179	175	170
リサイクル率	%	18	20	22

関連計画

- 太良町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 太良町災害廃棄物処理計画
- 太良町生活排水処理基本計画



自然環境を守るチカラ



施策項目

3 住みよい居住環境の整備

施策の方針

町民の憩いやレクリエーションの場として、地域の特性や要望に応じた公園・緑地等の整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。

町民の生活と密接に結び付いたライフライン（水道）を計画的に整備し、安全で安定的な給水の確保に努めます。

現状と課題

公園や緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・憩いの場、子どもの遊び場となる重要な施設です。

本町は、有明海や多良岳といった山々の緑につつまれた優れた自然環境・景観を誇るまちであり、自然の緑や水に親しめる場は数多くあります。

しかし、町民の生活に身近な交流の場、憩いの場、子どもの遊び場としての公園・緑地等の整備状況は十分とは言えず、町内の子育て世代の多くが町外の公園を利用しています。このため、町内に身近な公園・緑地等の充実整備に努めていく必要があります。

一方、水道事業においては人口減少及び節水型社会の影響により給水需用が低減してお

基本目標 1

自然環境を守るチカラ

り、給水収益の持続的増加が期待できない状況にあることから、増加する老朽管の更新費用の財源確保が課題であり、施設の長寿命化を図りつつ、併せて計画的な漏水調査・修理により、有収率¹の向上に努める必要があります。今後も広報誌等を活用し、水に対する理解と関心を高めてもらうよう啓発に努めます。

主要な施策

(1) 公園・緑地等の整備、保全

町民のやすらぎの場、ふれあいの場としての機能が発揮できるよう、地域に身近な公園の整備、保全に努めます。親子が触れ合い、安心して子どもが遊べる公園と周辺環境を整備し、町外からの利用者呼び込みます。

(2) 公園・緑地等の維持管理の充実

町民と行政の協働のもと、公園・緑地等の維持管理機能の充実を図ります。

(3) 計画的な水道施設の整備・水道事業の健全運営

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の計画的な更新を図り、併せて災害に強い施設の整備を行っていきます。

また、町民生活や社会活動に不可欠な水道事業を維持していくために、管理・運営の効率化を行いコスト縮減と費用の平準化により、経営の安定化を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
公園・緑地等の整備状況についての満足度	%	24.8	40.0	50.0
有収率	%	82.7	84.0	85.0
町営水道の満足度	%	59.5	62.0	65.0

関連計画

- 太良町公共施設等総合管理計画

¹ 有収率／給水する水量（配水量）と料金として収入のあった水量（有収水量）との比率。
(有収水量 ÷ 配水量) × 100



自然環境を守るチカラ



施策項目

4 美しい景観づくり

施策の方針

町民共有の財産である美しい景観を守り、
未来に継承するため、
町民と行政が連携して継続的な景観づくりに取り組みます。

現状と課題

町の魅力ともなっている、多良岳、有明海に代表される美しい自然景観は、町民共有の財産であり、将来にわたり維持・保全に努めていく必要があります。また、特色を活かしたまちづくりを行うためには、固有の景観資源を活用した景観づくりを進めていくことが重要です。

美しい景観を次世代に残し未来に継承するため、町内で活動中の景観づくりの住民団体等に対し、継続的に支援を行うことが必要です。

また、農業経営の悪化に伴う農地の遊休化は、景観及び環境の悪化を招いており対応が必要になっています。

主要な施策

(1) 自然と調和したまちづくりの推進

自然環境や景観の保全を基本に計画的な開発や土地の有効利用に努め、町民が誇りと愛着を持てる自然と調和したまちづくりを進めます。

(2) 22世紀に残す佐賀県遺産支援事業費補助事業の活用

佐賀県が認定する佐賀県遺産の保存及び活用を図るため、所有者または地区代表者へ補助金を交付することで、地域を象徴する建造物や美しい景観を呈する地区が後世に継承できるよう進めていきます。

(3) 荒廃農地の林地への転換

耕作再開の困難な農地については、林地への転換を推進します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町の景観の状況（太良町らしい美しい景観づくりなど）についての満足度	%	37.2	50.0	60.0

関連計画

- 太良町農業振興地域整備計画
- 太良町人・農地プラン

重点
「つながり」
を創る
チカラ

1
自然環境
を守る
チカラ

2
産業を
発展させる
チカラ

3
人を
そだてる
チカラ

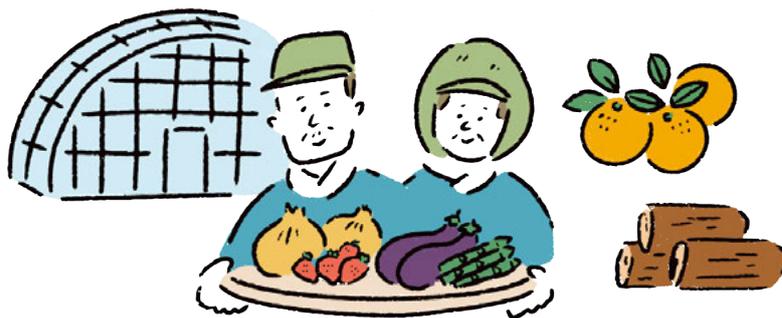
4
暮らしを
守る
チカラ

5
地域の
チカラ





産業を発展させるチカラ



施策項目

1 農林業の振興

施策の方針

農業生産の安定と農業振興を図るため、従事者や生産組織の育成を関係機関と連携し多様な農業の展開に努めます。森林については、山地の保全や水源涵養といった公益かつ多面的な機能の維持を主目的として、林業の振興に努めます。

現状と課題

農林業は、私たちの食を支えるだけでなく、美しい国土や景観を形成するとともに、災害の抑制にもつながる重要な営みとなっています。

耕種部門においては、人口減少や後継者・担い手不足による農業者人口の減少や荒廃農地の増加、有害鳥獣による被害の増大などの問題があります。そのため、荒廃農地が増加する中で、担い手の確保及び担い手への農地の集積化や基盤整備、有害鳥獣捕獲有資格者への支援が必要となっています。

また、畜産部門では、後継者確保の問題に加えて畜産業の経営を揺るがしかねない鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対する防疫の高度化が課題となっております。

本町が行う森林・林業の行政施策については、太良町森林組合と連携しつつ行っており、

県内自治体のなかでも良好な森林管理ができています。しかし今後、森林の多面的機能を維持していくためには、一定程度の林業技術者の確保が必要であり、その為にも木材生産から加工・販売までの経済的に自立できる環境を整えていくことが必要です。

主要な施策

(1) 農業生産基盤の充実

安定かつ効率的な農作業や農業経営が展開できるよう、生産基盤の総合的な整備に努め、遊休農地の有効活用や棚田の保全を進めます。

(2) 担い手の育成・確保

人・農地プランの実質化の取り組みにより、農地の流動化を促進し農地の集積を促すとともに、認定農業者を増加させ、経営感覚に優れた農業経営体の育成を推進します。農業後継者や新規就農者、他産業からの新規参入者等の確保、育成を図るため、相談・指導の充実や就農希望者の発掘及び受け入れ体制の整備を図ります。

(3) 有害鳥獣対策の推進

農作物や町民の生活にも悪影響を及ぼす有害鳥獣に対して、捕獲や防護柵などの対策を引き続き推進します。

(4) 林業従事者の確保

林業に関わる担い手の確保・育成を進めるために、基金事業等を活用し支援します。また、将来的な担い手の育成のために、子どもたちに対する林業体験などを実施します。

(5) 森林の保全・育成と総合的利用

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、超長期的な森づくりの視点に立ち、森林の保全育成を進めます。また、そのような森づくりのシンボルとして設置した「多良岳 200 年の森」において整備する活性化施設を活用して行う学習・視察・研修により、町内の森林の長伐期施業¹への誘導や町民の森林に対する意識の高揚を図り、

¹ 長伐期施業／日本におけるスギ・ヒノキを対象とした林業経営は、植栽してから伐採（収穫）するまで 40 年から 50 年のサイクルで行われている（標準伐期施業）が、木材価格の下落により、伐採時期とされていた 40 年生から 50 年生で伐採した場合は、これまでの育林経費を回収できず、かつ、新たに植栽から下刈りの経費が林業経営にのしかかるという状況に陥っている。そのため、伐採する時期を 100 年 150 年とか長期に設定し、その間に収穫としての間伐を繰り返しながら森林のもつ公益的機能と林業経営の安定を図る造林のやりかた。

基本目標 2

産業を発展させるチカラ

町民参加による森づくりまで繋げていきます。また、「多良岳 200 年の森」における取り組みの情報発信を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018 年度)	中間目標値 (2023 年度)	目標値 (2027 年度)
認定農業者数 [再掲]	人	130	145	160
新規農業者数 (親元就農給付金認定者) ※ [再掲]	人	8	15	20
有害鳥獣による農作物被害額	千円	3,700	3,000	2,500
計画的な森林の保全育成 (間伐面積)	ha	50	50	50

※累計数

関連計画

- 太良町農業振興地域整備計画
- 太良町人・農地プラン
- 鹿島藤津地区鳥獣被害防止計画
- 太良町森林整備計画
- 太良町森林経営計画
- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略

重点
「つながり」
を創る
チカラ

1
自然環境
を守る
チカラ

2
産業を
発展させる
チカラ

3
人を
そだてる
チカラ

4
暮らしを
守る
チカラ

5
地域の
チカラ





産業を発展させるチカラ



施策項目

2 水産業の振興

施策の方針

水産業の振興を図るため、漁業基盤の整備や栽培漁業を推進します。漁業協同組合への支援や後継者の育成・確保に努めます。さらに、多様な機関・団体とネットワークを形成し、漁業の6次産業化に取り組みます。

現状と課題

水産業は、食料供給の他に、伝統的文化の継承など、日本の魚食文化を支える重要な営みです。しかし、高齢化や漁場環境の悪化などを背景に水産業の衰退が問題となっています。本町の水産業は、豊かな有明海から恩恵を受けてきました。しかし、有明海を取り巻く環境の変化により漁獲量は減っています。

第4次太良町総合計画においては「有明海の再生」という目標を掲げていましたが、実現することは困難でした。本計画では、有明海の再生という目標は長期的なものとして堅持しながら、水産の現状を少しずつでも改善するような施策を進めます。

主要な施策

(1) 生産基盤の整備

漁港施設の安全性を確保するため、機能保全計画に基づき、施設の整備を図ります。また、漁場の生産力を高めるため、魚礁設置事業や海底耕耘を進めます。

(2) 資源管理型漁業の推進

水産資源の確保を図るため、つくり育てる漁業を推進します。

(3) 漁業環境の整備

漁業経営の安定化を図るため、漁業協同組合の育成、支援を強化し、経営の効率化、合理化を図り、魅力ある漁業への再生と後継者の確保に努めます。また、魚介類の加工・販売など、漁業の6次産業化の取り組みを推進します。

(4) 後継者の育成と経営体制の整備

各種事業の推進による漁業者の経営安定を図り、後継者づくりと人材の育成に努めます。

(5) ブランド力の向上

竹崎カニ、竹崎カキ、コハダのブランド力を高めるため、対外的PRを積極的に進め、販売量の拡大を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
漁家数(経営体)	[再掲] 戸	187	177	168

関連計画

- 太良町漁港施設機能保全計画
- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 2

産業を発展させるチカラ



産業を発展させるチカラ



施策項目

3 商工業の振興

施策の方針

商工会と連携しながら、既存商店の経営改善を図り、地元商業の育成に努めます。また、新規開業及び経営革新などを支援し、商業環境を整えます。地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、既存企業の体質強化を促進します。

現状と課題

本町の商業は、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に、町外の郊外型大型店やスーパーなどへ買い物客が流出し、町内の小売店は店舗数、販売額ともに減少しています。製造業は、経済のグローバル化によって激化した競争の中で、厳しい環境におかれています。

本町の商工業環境は、高齢化や人口減少によって、一層厳しさを増しており、商工会との連携のもと、商工事業者個々の経営の革新、サービスの向上等を促進していくことが重要です。そのため、各種融資制度の周知・活用等により、経営基盤の強化や新規開業への支援を図り、商工業振興に努めます。

主要な施策

(1) 既存企業の体質強化の促進

商工会など、関係機関による経営診断、経営指導の充実を図り、経営体質の改善と経営基盤の強化を促進します。また、各種融資制度の周知と活用を促し、さらなる経営体質の強化を促進させます。

(2) 創業相談窓口の充実

商工会、地域金融機関と連携し、創業相談者に対して適切な情報提供を行える相談窓口の充実を図ります。

(3) 後継者問題への対策、町内企業への支援

町内事業者の安定した経営の持続のためには、後継者問題への対策が必要です。そのために、関係団体にて開催される事業継承に関するセミナーの活用に力を入れています。

(4) 商工業の後継者対策の充実（再掲）

事業者の経営が安定するように環境支援するとともに、商品開発、設備投資等を支援し、未来を展望できる経営環境を整え、後継者の事業承継の気運を高めます。

成果指標

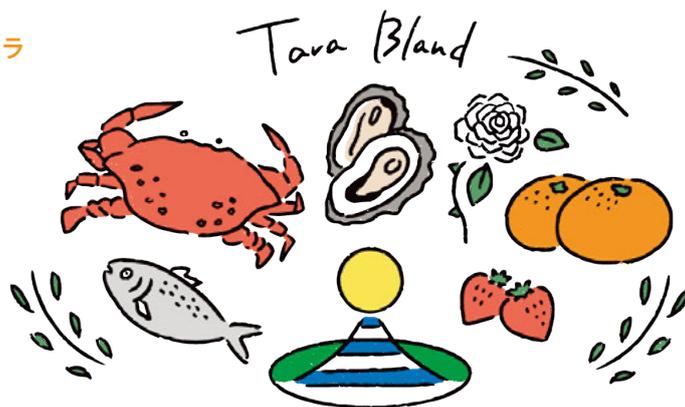
指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
太良町中小企業融資件数	件	17	25	30
日頃、町内で買い物をする率	%	63.8	65.0	70.0

関連計画

- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略



産業を発展させるチカラ



施策項目

4 ブランド化の推進

施策の方針

町の特産品に磨きをかけて、
地域ブランドの確立を目指します。

現状と課題

本町には、みかんをはじめとする果実類、林産物、畜産物、竹崎カニ、竹崎カキ、コハダなど長年をかけて培われてきた定評の産品があります。これらは素材としては一定の評価を得ているものの、市場競争力を高めるためには、より一層のブランディングを目指す必要があります。

そのために、産地のイメージアップを図るための体験農業や都市との交流、地域経済と直結する観光部門との連携、安心安全で良質であることを保証するための地域ブランディングの仕組みづくりなどを目指す必要があります。

主要な施策

(1) 地域ブランドの推進

農林水産業の団体、観光協会、商工会等と協働し、地域の更なるイメージアップ、体験型観光や農産物・加工品の直売、6次産業化、高品質化を推進し、太良町ブランドの確立に努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
新たな製品の開発	—	農林水産業の団体、観光協会、商工会等と連携し、特産品の太良町ブランドの全国展開を目指す。		



産業を発展させるチカラ



施策項目

5 雇用の促進

施策の方針

雇用機会を拡充し、性別、年齢、障がいの有無にかかわらず希望する人が働き、すべての就業者が心身ともに健康で就業できる環境づくりに努めます。

現状と課題

人口減少に伴う生産年齢人口の減少により、事業維持及び拡大のための人材の確保が困難となりつつあります。人材の確保が困難になると、事業者の安定した経営に支障が生じ、また、町内への企業の新規参入にも影響が出ます。

既存事業所の支援など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、地元就職及びU・I・Jターンの促進、女性や高齢者・障害者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促進していくとともに、勤労者福祉の充実を図っていくことが必要です。

近年では、本町でも海外からの技能実習生が増加傾向となっており、そうした方々に対し地域でも多文化共生を推進するために雇用、生活、教育、防災など多角的視野で対応する必要があります。

主要な施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

就職相談や職業斡旋等の情報提供に努め、また、U・I・Jターンに関する広報活動を推進します。また、既存事業所への支援、起業への支援など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指します。

(2) 女性、障害者、高齢者の雇用促進

事業所に向けて啓発を行い、性別、年齢、障がいの有無にかかわらず就業を希望する人が働けるよう、雇用を促進します。

(3) 勤労者福祉の充実

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の大切さや「働き方改革」の意義を啓発し、町民が公私共々充実した生活を送ることができるよう、福利厚生機能の充実に努めます。

(4) 新たな産業の育成による雇用の確保

「商工業の振興」(p.68)「ブランド化の推進」(p.70)と関連づけながら、本町が持つ地域資源を活用して新たに起業する事業者に対し支援を行います。

(5) 外国人就労者を含めた受け入れ体制の充実

労働条件の改善や働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等を進め、福利厚生機能の充実に努めます。

在住外国人労働者に対しては、安心して地域で暮らせるよう、生活者視点に立った行政サービスを実施します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町外常住者の町内事業所への 就業者数	人	829	915	990

※現状値は2015（平成27）年国勢調査の確定値である。

関連計画

- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略



人をそだてるチカラ



施策項目

1 子育て環境の向上

施策の方針

子どもが健やかに成長し、誰もが安心して子どもを育てることができるまちづくりを進めるため、保育サービスの充実等、総合的な子育て支援体制の整備に努めます。

現状と課題

本町では、第2子の保育料無料化、特別保育の推進、子育て相互支援事業、結婚祝金や誕生祝金の支給、高校生までの医療費助成、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室の開催など、幅広い子育て支援策を実施してきました。保育所の待機児童や放課後児童クラブの待機児童は、現在のところいません。

一方近年、全国的に児童虐待等が増加傾向にあり、本町でもその対応が課題となっています。現状では育児不安・子育ての悩み等への相談体制は不十分なものとなっています。子育て世代を支援するためにも、総合的な子育て支援体制の整備が必要となっています。子育て家庭を地域全体で支援するという視点に立って、関係機関が一体となって、家庭や地域の子育て機能を高めるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

妊娠・出産から子育てへの切れ目ない支援をすることで、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。また、働きながら子育てをするための保育所・学童保育等の保育サービスの充実に努め、待機児童が出ないように取り組みを進めます。

(2) 学ぶ場の提供と相談窓口・支援体制の充実

出産や子育てについて学ぶ機会を提供し、子育てを身近に感じることができるよう意識啓発を進めます。子育て世代包括支援センターの設置を進め、専門職等が連携して、子育てへの様々な悩みや不安についての相談窓口の充実と相談後の支援体制の強化を図ります。

(3) 児童虐待発生予防や対応の体制充実

要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心として、子どもを守る地域ネットワーク機能を強化し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。また、里親制度についての周知や啓発を行い、地域の人たちの理解につなげます。

(4) 子ども家庭総合支援拠点の設置

子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊産期から子育て期にわたり、地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう保健師などの専門職が相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し、個々のニーズ、家庭の状況に応じて最善の方法で問題解決が図られるよう適切な支援を行います。

(5) 結婚祝金補助事業

結婚を奨励し、人口減少防止及び定着化を図ります。

(6) 誕生祝金補助事業

誕生祝金を交付し、人口減少防止及び定着化を図ります。

(7) 保育環境改善事業（第2子保育料無料化事業）

第2子の保育料を無料化し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

基本目標 3

人をそだてるチカラ

成果指標

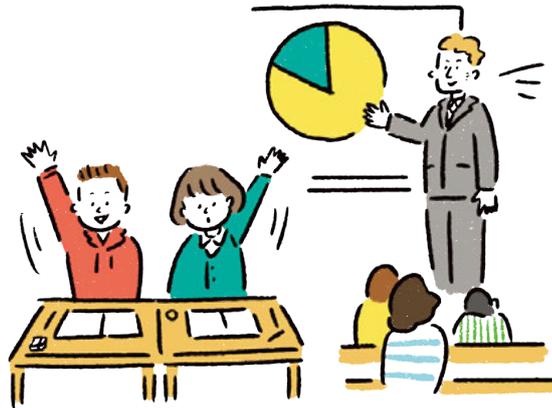
指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
保育所入所待機児童	人	0	0	0
子ども家庭総合支援拠点の設置	箇所	0	1	1

関連計画

- 太良町子ども・子育て支援事業計画
- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略



人をそだてるチカラ



施策項目

2 教育環境の充実

施策の方針

一人ひとりの能力と適性に応じた教育を実践するとともに、
情報教育、環境教育、国際教育、福祉教育、食育など、
多様な教育や体験を通して確かな学力と豊かな心と
健やかな体を育む教育を推進します。

現状と課題

少子高齢化、核家族化が着実に進んでおり、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化しています。家庭と地域とのつながりが薄れゆく中で、地域・学校・家庭が連携し、変化の激しい社会の中を、生きぬいていくための「生きる力の育成」を重視した教育内容の一層の充実が課題となっています。

未来の太良町を担う子どもたちに向けて、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動を推進し、特別支援教育の充実、教育相談の体制整備など、総合的な取り組みをこれまで同様一体的に進めていく必要があります。

また、本町では、これまでICT教育機器の整備や利活用を積極的に行ってきました。これからは、これらの機器を活用し、児童生徒が高度に情報化されていく社会に対応できる

よう、ICT教育を通じて情報等へ日常的に接し活用し判断していく教育の推進や、教育現場環境の校務の効率化を図ることが重要になります。

主要な施策

(1) 「生きる力」となる確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

「生きる力」を育むために、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力を育む学習活動の充実、体育・食育の充実を図ります。

また、地場産の農産物の活用を図るとともに、栄養バランスのとれた安全で安心な給食の提供や、食育の充実に努めます。

(2) ふるさとに愛着と誇りを持つ児童・生徒の育成

ふるさとに愛着と誇りを持つ児童・生徒を育成するために、郷土教材を活用した学習や地域の中で体験的・協働的に学ぶ機会を設け、その結果を町内外にも発信していきます。

(3) 特別支援教育の充実

心身に障がいのある児童生徒等に対し、教育相談活動を充実するとともに、一人ひとりの適性や障がいの程度に応じた学習指導を行い、特別支援教育の充実に努めます。

(4) 国際的なコミュニケーション能力の育成

国際的なコミュニケーション能力を育成するために、英語科と外国語活動の充実を図るとともに、児童・生徒に国際交流の機会を提供していきます。

(5) Society5.0¹の時代に対応できる児童・生徒の育成

Society5.0の時代に対応できる児童・生徒を育成するために、ICTを活用した学習環境をさらに充実させ、情報活用能力やメディア・リテラシー²を高める教育を推進します。

(6) 入学祝金補助事業

小学校の入学準備に係る費用の経済的負担の軽減を図り、子育て世代の支援を行います。

(7) 学校給食補助事業

教育費の軽減及び家庭環境の向上と安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援していきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町の学校教育環境（教育内容の充実、施設の充実等）についての満足度	%	56.8	60.0	65.0

関連計画

- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 **Society5.0** / 超スマート社会のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5の新たな社会をデジタル革新、イノベーションを最大限活用して実現するという意味で、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

2 **メディア・リテラシー** / 各メディアに流れている情報が、正確なものかどうかを判断できる能力のこと。



人をそだてるチカラ



施策項目

3 太良町の歴史・文化の保存・教育の推進

施策の方針

学校や社会教育と連携しながら、町民が本町の歴史や文化に誇りを持つまちにしていきます。

そのために、史跡の保存・整備と無形民俗文化財や地域特有の民芸民俗文化の伝承に努めます。

現状と課題

本町には、多くの文化遺産が存在します。本町の歴史や文化は、本町の特性の中でも誇るべきものであり、未来へ継承する遺産・地域活性化につなげる交流資源として大きな役割を担っていることから、有形・無形の貴重な文化財について保護を行っていく必要があります。

また、芸術・文化は、町民の心を豊かにし、地域の個性や独自性を生み出します。町民の主体的な芸術・文化の活動は、現在でも活発に行われていますが、人口減少による若者の確保と後継者育成が深刻な問題になっています。

そのため、今後とも各種芸術・文化団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、町民の歴史や文化への意識を醸成していく必要があります。

主要な施策

(1) 文化団体活動への支援

既存団体の活動を支援するとともに、成果発表の機会を創出し、会員の増加や活動の活性化を図っていきます。

(2) 文化財に対する理解の促進

文化財のリスト化や歴史講座などの開催を行い、本町の歴史や文化財について町内外の人が情報を手に入れやすいように工夫します。

(3) 町内文化遺産の適切な保存と次世代への継承

文化遺産の価値判断のための体制整備を検討し、次世代に受け継がれるべき遺産を町文化財に指定し、保存・保護・活用を推進します。

また、文化財を学校や社会教育の教材として有効に活用し、学習の充実に努めます。

(4) 文化財の観光への活用

本町の歴史・文化財・景観などを活かし、町のPRやコンテンツツーリズム¹などの観光メニューの開発に役立てることで、町の活性化につなげます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
文化連盟加入者数	人	354	354	354

¹ コンテンツツーリズム／小説・映画・テレビドラマ・マンガ・アニメ・ゲーム・音楽・絵画などの作品に興味を抱いて、その作品に登場する舞台、作者ゆかりの地域を訪れる旅のこと。コンテンツを通じて醸成された地域固有の「物語性」を観光資源として活用する観光のこと。



人をそだてるチカラ



施策項目

4 青少年健全育成の充実

施策の方針

家庭・学校・地域が連携し、地域全体で青少年の健全育成が行えるまちづくりを行います。みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

現状と課題

本町では、青少年育成町民会議を中心にして、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援してきました。

これまで、各種教室・大会等を通じて世代間交流ができる機会を提供することで、青少年の健全育成を図ってきました。しかし、今後人口減少が懸念される中、参加者を減少させない取り組みや、担い手となる人材育成の確保が必要となっています。

また、地区子どもクラブでのボランティア活動や区内における伝統芸能継承活動への参加を推進することも必要です。

地域における見守りについては、地区内における子ども見守り（見守り隊等）の組織整備及び学校との連携が必要となっています。

主要な施策

(1) 青少年育成町民会議の活性化

青少年健全育成の要となる青少年育成町民会議を活性化していきます。

(2) 青少年活動の推進

各種青少年団体・グループを育成し、自主的活動と相互交流を支援します。また、様々な活動を支えるリーダーの養成に努めます。

(3) 子育て支援事業の推進

子どもが放課後に安全で安心して活動できるよう支援体制を整備し、各種健全育成活動を推進していきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
子ども見守り隊の団体数	団体	0	2	4

関連計画

- 太良町子ども・子育て支援事業計画



人をそだてるチカラ



施策項目

5 生涯学習・社会教育の推進

施策の方針

町民の自発的な学習活動を支援していくために、多様な学習機会や学習情報の提供、指導者の発掘・養成に努めます。併せて、学習活動の場となる施設の整備、充実を図ります。

現状と課題

豊かな人間性を育むためには、町民が生涯にわたって自由に学ぶことができる環境や、学びによって得られた知識や技能を様々な場面で活かすことのできる環境が必要です。

しかし、少子高齢化、定年の延長、学びの多様化等により、生涯の各期における学習課題がますます多様化、複雑化してきています。これに対応し、すべての町民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に活かされる環境づくりが求められています。

今後も町民の積極的な学習活動を支援するため、公民館など社会教育関連施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、学習に関する情報提供を積極的に行い、町民のニーズに応じた学習内容の充実を図る必要があります。

主要な施策

(1) 学習機会の充実

様々な媒体を通じて広く生涯学習情報の提供に努めるとともに、町民のニーズに応じた学習内容や学習機会を提供します。本町の恵まれた自然をはじめ、歴史・文化財等の資源を活用した学習機会の充実に努めます。

(2) 施設の整備、充実

中央公民館などの社会教育施設の維持・整備に努め、生涯学習活動を支援します。町民の学習活動に有効に活用できるよう、小・中学校図書室や他自治体の公共図書館と連携し、図書館機能の充実に努めます。

(3) 人材の発掘、養成

社会教育関係団体や自主的なグループ、サークル等の育成・支援を行うとともに、生涯学習に関する指導者の発掘、養成を推進します。

生涯学習によって得た知識や技術など、その学習成果をボランティア活動に活かす場づくりに努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
中央公民館利用者数	人	6,316	7,000	7,200
図書館の町民一人当たり 貸し出し冊数	冊	2.2	2.3	2.5

関連計画

- 太良町公共施設等総合管理計画



人をそだてるチカラ



施策項目

6 スポーツの振興

施策の方針

すべての町民が生涯にわたって気軽にスポーツやレクリエーションに親しめるよう、施設の整備、充実を図るとともに、その機会を提供するための各種大会や教室などの開催に努めます。また、町民の多様なニーズに対応するため、指導者の発掘、養成に努めます。

現状と課題

本町では現在、総合型地域スポーツクラブを中心にスポーツの普及促進が図られており、参加者も増加の傾向にあります。人口が減少傾向においても、参加者を維持する取り組みが必要だと考えられます。

総合型地域スポーツクラブが実施している交流大会や教室を引き続き実施しながら、誰もが参加しやすい新しい事業を推進していくことが必要です。

幼児、学生が減少する中、スポーツ団体の増加は望めないのが現状となっています。スポーツ指導者の育成については人材確保と運営資金、スキルの向上などの支援が、今後必要となってきます。

スポーツ施設については、補修を進めています。しかし、建設年度が古く大規模改修の検討が必要な施設もあり、太良町社会教育・スポーツ施設個別施設計画を基に適切な維持管理をしていく必要があります。

主要な施策

(1) 新たな軽スポーツ教室の開催・推進

個人で気軽に活動できる健康体操（ダンス）や少人数でできる軽スポーツ教室を開催し誰もが参加しやすい環境づくりを進めていきます。

(2) 既存団体の支援

既存のサークルや講座の参加者を増やすとともに、新たな魅力のある講座の創設を図ります。スポーツ団体においても、既存団体を支援し、団体の存続ができるように支援を行います。

(3) 社会教育・社会体育施設の利用促進

町内の各種イベントの活性化、既存イベントの参加者増加のため、参加しやすく魅力あるイベントを企画立案していきます。また、関係団体と連携して積極的なPRを行います。利用者のニーズや使用目的に配慮した改修計画をたて、改修を行っていきます。

(4) 指導者の確保、養成

優れたスポーツ指導者、リーダーを養成するため研修会の参加に対する支援などを行います。地域の身近なスポーツ活動を支えるため、新たな指導者の確保に取り組みます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
スポーツ教室参加者数	人	1,084	1,200	1,280
B&G 海洋センター指導者数	人	35	40	44

関連計画

- 太良町社会教育・スポーツ施設個別施設計画



人をそだてるチカラ



施策項目

7 多様性のある人権社会の実現

施策の方針

関係機関や団体と連携を図りながら、あらゆる場において人権教育・啓発活動に努めるとともに、各種相談事業の充実や相談機関等の情報提供に取り組みます。

現状と課題

人権相談や学校での人権教育の推進などに取り組んでいますが、人権問題は依然として残されており、近年では、高齢者・子どもに対する虐待、ドメスティック・バイオレンスなどの問題が発生しています。そのため、学校、保育園、認定こども園、家庭、地域、職場など、町民のライフステージに応じたあらゆる場と機会を活用し、人権教育・啓発を推進していくことが必要となっています。

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行う等の様々な問題が発生しています。そのため、情報の発信・収集にあたり個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身につけ、情報を主体的に読み解き活用する力を養う必要があります。

主要な施策

(1) 啓発活動の推進

人権問題に関する町民の理解を深めるため、学校、保育園、認定こども園、家庭、地域、職場など、あらゆる場において、関係機関や団体と連携し、人権教育・啓発活動に努め、人権意識の普及・定着を図ります。

(2) 人権問題に関する相談体制の充実

差別、いじめ、虐待、ドメスティック・バイオレンス、LGBT¹等、様々な人権問題から町民の人権を擁護するため、各種相談事業や相談機関の情報提供等を行います。人権擁護委員や生活相談員、民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取り組みの充実を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
人権啓発事業の実施回数	回	15	20	24
人権講演会や研修会の開催回数	回	0	2	3

¹ LGBT (エル・ジー・ビー・ティー) / 女性同性愛者 (レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者 (ゲイ、Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル、Bisexual)、性同一障害 (トランスジェンダー、Transgender) の各単語の頭文字を組み合わせた表現のこと。



暮らしを守るチカラ



施策項目

1 健康づくりの推進

施策の方針

「健康寿命の延伸」を目標とし、地域、医療機関、行政が連携して、ライフステージとライフスタイルに応じた健康づくりを推進します。また、最新の健（検）診データを分析し、最良の健康増進事業を提供します。

現状と課題

健康づくりは、町民一人ひとりの意識と行動が基本です。健康の意識を高めるために、特定健診とがん検診（以下各種健（検）診と表記）の機会を利用し、町民目線のわかりやすい情報を発信していますが、まだまだ啓発活動が必要です。

各種健（検）診の内容は年々充実していますが、受診率を上げることが課題です。特定健診は、保健推進員各位の協力を得て受診勧奨を行い高い受診率になっていますが、がん検診の受診率は目標までに開きがあります。

特定健診のデータによると、高血圧症の方が県内の市町と比べると多く、糖尿病も今後増えることが読み取れます。偏った食習慣が原因の一つと考えられるので、食習慣の改善が必要です。また、適度な運動も効果的なので、食習慣の改善とセットで情報提供し予防

を進めなくてはなりません。

母子保健については、平成30年度にICTを利用した母子手帳アプリ「たらっ子メモリー」を導入し、子育てに関する情報を発信しています。核家族化に起因する母子の、家庭や地域からの孤立を解消するために「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠中から出産、産後の支援まで、切れ目なくサポートすることが求められています。

精神保健については、精神保健福祉相談を行っています。相談者は、当事者や家族など様々で、相談内容もアルコール依存症や、精神疾患など多岐にわたります。一人で抱え込まずに行政や地域に相談できる環境を整えることが必要です。

主要な施策

(1) 特定健診受診率の向上

健康づくりの第一歩は、特定健診を受け、自分自身の健康状態を知ることから始まります。特定健診の受診率を高めるために、受診者への保健指導を実施し、継続受診者を確保するとともに、未受診者への効率的・効果的な受診勧奨を実施し、更なる受診率の向上に努めます。

(2) がん検診受診率の向上

がん検診等の在り方を検討、改善し、より良い受診環境を整えます。また、精度管理を行い質の高い充実した検診を提供し、受診率を向上させます。

(3) 母子保健の充実

母子手帳交付から妊婦と顔の見える相談しやすい関係をつくり、乳幼児及び妊産婦の相談支援体制など、各事業の一層の充実に努めます。「たらっ子メモリー」の利用促進を図り、乳幼児健診やイベント情報を、保護者が常に情報収集できるように、随時配信します。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産期から子育て期にわたり、地域で安心して妊娠・出産・子育てが出来るよう保健師などの専門職が相談支援を行い、必要に応じて個別に支援プランを策定します。関係機関と連携し、切れ目のない継続した支援を行います。

(4) 精神保健対策の推進

本町では、誰も自殺に追い込まれる事のない社会を目指して平成 30 年度に自殺対策行動計画を策定し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付けました。

自殺が身近に起こりうることとして、地域で支えていく体制が必要とされ「気づく、つなげる、見守る」という意識が共有されるよう、また、危機的状況に陥った場合に、一人で抱え込まずに、誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるよう啓発事業を行います。

また、町民が住み慣れた地域で快適な生活が送れるように、個別に相談に応じ、関係機関と連携して相談者を支援します。

(5) 歯科保健対策の推進

乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期のライフステージごとの特性を踏まえた歯科保健対策を推進し、町民一人ひとりが住み慣れた地域において、健康な笑顔とお口で長寿を享受できることを目指します。

(6) 食育の推進

食育推進の 4 本柱（正しい食習慣の確立、食文化（郷土料理等）の継承と地産地消の推進、食環境の整備、食育の推進）に沿った各種施策を推進します。特に高血圧症対策として減塩の食習慣を進めます。また、町民一人ひとりが食育の意義や必要性を理解し、自ら実践できるよう支援します。

成果指標

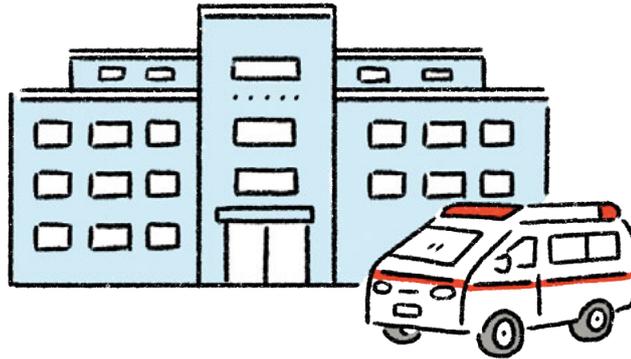
指標	単位	現状値 (2018 年度)	中間目標値 (2023 年度)	目標値 (2027 年度)
子育て世代包括支援センターの設置	箇所	0	1	1

関連計画

- 第 2 次太良町健康増進計画及び食育推進計画
- 太良町いのちを守る自殺対策行動計画
- 第 2 期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略



暮らしを守るチカラ



施策項目

2 保健・医療体制の充実

施策の方針

誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、県及び近隣市町並びに医療機関や医師会等との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

現状と課題

少子高齢化の進行や疾病構造の変化に伴い、医療技術の専門化など医療に対するニーズは多様化、高度化しています。

町民のかかりつけの医療機関としては、内科、整形外科を中心に一次・二次医療の提供、また、子育て支援の一翼を担う小児科も常勤医師の確保ができており、地域ニーズに合った医療提供を行っています。平成30年度にはMRIを導入し整形外科や脳疾患の診断能力も向上しています。

しかし、今後も医師の確保は課題となります。また、人口減少に伴い医師以外の専門職の採用も課題となっています。

救急医療体制については、救急搬送患者のほとんどが高齢者で、半数近くはかかりつけの患者となっています。訪問診療や訪問看護を充実させるとともに、訪問介護事業との連

携を密にとり、家族の負担も軽減できるような体制を作り、自宅での看取りができる環境を地域包括ケアの中で考え推進していく必要があります。また、アドバンス・ケア・プランニング¹についての地域住民への理解が必要となっています。

主要な施策

(1) 地域医療体制の充実

引き続き、地域の中核病院である町立太良病院の充実のため、医師の確保及び医療・介護スタッフの確保に向けた支援を行うとともに、地域ニーズに合った医療機器の整備に努め、町民に身近な医療を行う、かかりつけ医の定着による一次・二次医療を推進します。

(2) 地域包括ケアの充実

超高齢化社会になる中、行政、地域の医療機関、介護施設及び、地域住民が主体となるボランティア団体等が連携し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、研修会や講演会などを通じて包括ケアの浸透を図ります。

(3) 感染症対策の推進

各種感染症に関しては、佐賀県感染症発生動向調査により情報収集を行い、流行情報をいち早く町民にお知らせし、感染の予防と拡大防止に努めます。また、手洗い教室や、地域での健康教室を通じて、感染症に関する正しい知識の啓発を行います。

(4) 救急医療の充実

佐賀県、杵藤地区の自治体、医師会及び救急隊と連携し、救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実を図ります。また、歯科医師会とも連携し、休日・夜間の救急医療体制の充実を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町民向け講座の開催回数※	回	1	2	3
町内医療福祉関係者研修会回数※	回	1	2	3

※町立太良病院として主催した回数である。

関連計画

- 第2次太良町健康増進計画及び食育推進計画
- 杵藤地区広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画

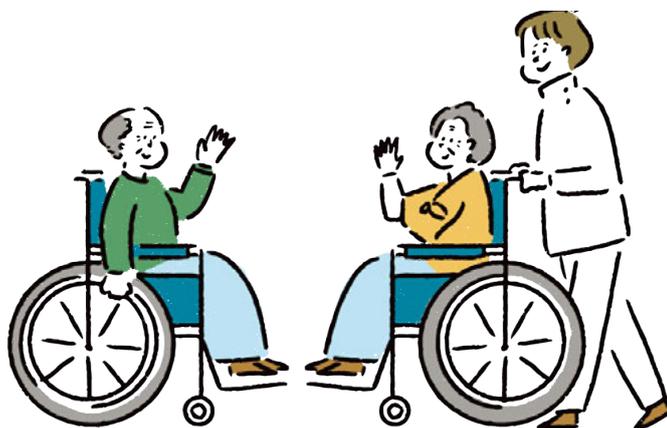
1 アドバンス・ケア・プランニング (Advance Care Planning : ACP) / 患者さん本人と家族が医療者や介護提供者などと一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスを意味する。

基本目標 4

暮らしを守るチカラ



暮らしを守るチカラ



施策項目

3 高齢者福祉の充実

施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らせるよう、介護予防の推進、福祉サービスの充実に努めます。また、高齢者の社会参加や生きがいを推進し、お互いに支え合える地域社会の実現に努めます。

現状と課題

本町では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、高齢者の生きがいをと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んできました。その中で、様々な課題が浮かびあがっています。

まず、高齢者支援を行うためには、地域課題について町民と共有しながら、利用者にとって有益な生活支援サービスの掘り起こし等が必要となっています。

また、予防給付・介護給付に関しては、給付を適切に行うためのマンパワーの確保と高齢者の給付からの自立を目指した支援の充実が必要となっています。

他に、高齢者福祉に関する町民ニーズを把握すること、高齢者の自立を阻まない範囲でのサービスを充実させること、認知症高齢者数の把握及び移動手段の確保等について、具

体的対策が必要となっています。

高齢者が住みよいまちづくりの推進に向け、事業について着実な実行とともに、町民が共に支え合う地域づくりの推進が求められています。

主要な施策

(1) 高齢者支援推進体制の強化

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、認定調査の充実、苦情への適切な対応、サービスの質の向上、総合的な推進体制の強化を図ります。町民に寄り添い、ニーズを把握しながら、新たな生活支援サービス（地域サロン等）の構築を進めていきます。

(2) 地域支援事業の充実

地域包括支援センターを中心として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業等の地域支援事業を行い、総合的に介護予防対策を行います。また、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等、地域支援事業の充実を図っていきます。

(3) 介護保険サービスの充実

要支援認定者を対象に、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等に対する予防給付を実施します。

また、要介護認定者を対象に、訪問介護や通所介護等の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等に対する介護給付を実施します。更に、サービス給付者が自立できる支援を充実させていきます。

十分なサービスを提供できるよう人員の確保に努めます。

(4) 生きがい生まれるまちづくり

高齢者の生きがいづくり等に関する町民ニーズを的確に把握し、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。

また、高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談を行います。

(5) 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

認知症高齢者数を把握できる体制を整え、関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動など、住み慣れた地域での生活を支援し、高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

また、認知症施策事業（認知症カフェ等の充実）についての具体的取り組みを検討し、実施していきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
要介護認定率	%	19.8	18.0	17.0
認知症カフェの利用者数	人	67	150	240
認知症サポーター数	人	169	600	1,000
新たな生活支援サービス (地域サロン等) 数	箇所	1	5	10

関連計画

- 太良町高齢者福祉計画
- 杵藤地区広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画



暮らしを守るチカラ



施策項目

4 障がい者福祉の充実

施策の方針

障がいのある人が地域において受け入れられ、共に生きられるよう、福祉サービスや生活支援の充実を図ります。また、就労支援等社会参加ができるよう環境を整えます。

現状と課題

障害者総合支援法の施行など、障がいのある人を取り巻く制度は大きく変化しており、本町においても「太良町障害福祉計画」「太良町障害者計画」に基づき障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう様々な障害者福祉施策を推進してきました。今後も、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、引き続き日常的な生活支援や各種サービスの充実に必要な取り組みがあります。

障がい者の高齢化による障がいの重度化・重複化の進行に加え、介護者の高齢化もあり、支援が必要な障がい者が増加しています。また、時代とともに障がい者が抱える生活課題や支援ニーズも多様化・複雑化し、さらに難病の人も障害福祉サービスの対象となる等、求められる福祉サービスも多様化しています。地域や利用者の実情に合わせた福祉サービスの充実のため、相談体制とともに、有償ボランティアや町独自のサービス等が必要です。

主要な施策

(1) 障害者支援の総合的推進

障がいのある人が地域で生活するためには、在宅福祉サービスの充実が必要です。地域や利用者の実情に合わせた福祉サービスの充実のため、相談体制と地域生活支援事業の充実や地域自立支援協議会の機能強化に努めます。また、様々なニーズに対応するため、有償ボランティアや町独自のサービス等の充実に努めます。

(2) 広報・啓発活動等の推進

様々な人が共に暮らせる、多様性のある開かれたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、「障害者差別解消法」の理念に基づいて、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。

また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を行っていきます。

(3) 保育・教育の充実

障害児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。特別支援を要する児童は増加傾向にあり、障がいの状態も多様化しているため、支援の継続と支援員の確保を行います。

(4) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

障がいのある人が地域行事やスポーツなど様々な機会を通じて社会に参加できるよう、その機会の充実に努めます。障がいのある人の就労のため関係機関と連携し、就労支援体制を整備します。また、ミスマッチを減らし、安心して仕事を続けられるよう町民や事業者への理解啓発、福祉サービスの利用促進に努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
サービス提供事業者の育成・確保	事業所	5	5	5

関連計画

- 太良町障害福祉計画
- 太良町障害者計画



暮らしを守るチカラ



施策項目

5 地域福祉の充実

施策の方針

町民が相互に支え、助け合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、町民一人ひとりの相互扶助の意識を醸成するとともに、関係機関との連携を強化し、ネットワークの構築を推進します。

現状と課題

少子高齢化に伴い、核家族や独居高齢者世帯等が増加し、家庭で支えあう力が弱まっています。独居高齢者世帯が増加すると、福祉サービスだけでは在宅生活が困難になり、孤独死が増える恐れがあります。また、地域における人と人とのつながりが希薄になり、支えあう力も弱まりつつあるため、様々な地域課題が増えてくることが予想されます。

複合的な課題が増えていく中で、町民の福祉ニーズも多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することが難しくなっていきます。相談しても、町の福祉サービスだけでは解決しない課題や複数の担当が連携しないと必要なサービスにつながらない状況が予想されます。地域で課題を解決する力やボランティア育成を継続して行っていくことが必要です。

社会福祉協議会を中心に様々な地域福祉活動に取り組んでいます。町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、既存組織や団体の連携強化に取り組むとともに、町民自らの支え合い意識を醸成し、互いに助け合うことができる地域コミュニティづくりに努めることが必要となっています。

主要な施策

(1) 福祉意識の高揚

地域福祉を推進するため、福祉、保健、医療及び教育分野との連携を図り、地域福祉に関する啓発や学習を通じ、福祉意識の高揚を図ります。また、福祉イベントの開催を通じて、地域住民との交流事業や世代間交流を進めていきます。

(2) 地域共生社会の実現

社会福祉協議会への活動支援を行うことにより、その組織強化と取組の充実を図ります。また、民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援を行うことで地域支援体制を拡充し、ボランティアやNPOの育成、そのネットワーク化に努め、多様な担い手が参画し、町民が主体的に支え合う地域共生社会の実現に努めます。

(3) 生活課題を抱える世帯の暮らしを支える仕組みづくりの推進

地域福祉の担い手として、地域住民の参加や関係団体と連携した活動を進めていきます。また、地域住民の自主的な活動で地域づくりを進めていきます。

(4) 人にやさしい環境整備の推進

年齢や障がいの有無に関係なく暮らしやすい町にするため、民間事業者と連携しながら、バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(5) ワンストップ福祉総合相談窓口の充実

専門職の職員を確保し、町民が福祉サービスの利用や相談などを気軽に行え、問題がワンストップで解決できるように努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
ボランティア連絡協議会会員数	人	267	280	300
福祉の総合相談窓口の設置数	箇所	0	1	1
住民主体の生活支援活動者数	人	0	50	100
福祉教育を目的とした研修会	回	2	5	10

関連計画

- 太良町地域福祉計画
- 太良町高齢者福祉計画
- 太良町障害福祉計画
- 太良町障害者計画

基本目標 4

暮らしを守るチカラ



暮らしを守るチカラ



施策項目

6 社会保障の充実

施策の方針

国民健康保険制度が安定した制度として機能できるよう、
収納率の向上や医療費の適正化など、
国保財政の健全化に努めます。

現状と課題

高齢化に伴い、医療や介護サービスを受ける人が増加するなか、国民健康保険の安定的な運営を行っていく必要があります。

国民健康保険税の収納率は94.1%と高く、スムーズな運営ができています。しかし、今後被保険者数の減少や医療費の増加が著しくなり、国民健康保険事業の運営を圧迫する恐れがあります。

国民年金制度については、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、引き続き制度に対する町民の理解をさらに深めていく必要があります。

また、生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度ですが、社会・経済情勢の急速

な変化に伴い、生活が困難な世帯が増えています。今後も、関係機関との連携のもと、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めるとともに、低所得者の自立と生活意欲の高揚に向けた取組みを継続していくことが必要です。

主要な施策

(1) 国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険加入資格や資格異動未届者に対して個別指導等を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

さらに、医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(2) 特定健診受診率の向上（再掲）

健康づくりの第一歩は、特定健診を受け、自分自身の健康状態を知ることから始まります。特定健診の受診率を高めるために、受診者への保健指導を実施し、継続受診者を確保するとともに、未受診者への効率的・効果的な受診勧奨を実施し、更なる受診率の向上に努めます。

(3) 国民年金制度の周知

広報・啓発活動の推進等により国民年金制度の周知を図るとともに、町民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への町民の理解と関心を高めていきます。また、年金事務所と連携し国民年金の資格異動、各種届出の受付、相談受付について適切な対応を行います。

基本目標 4

暮らしを守るチカラ

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
国民健康保険税収納率	%	94.1	94.6	95.0
特定健診受診率※	%	50.4	55.0	60.0

※現状値は 2017 年度の確定値

関連計画

- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）



暮らしを守るチカラ



施策項目

7 消防・防災の充実

施策の方針

総合的かつ計画的な防災体制の整備及び推進を図るとともに、
町民の防火、防災意識の高揚に努め、
災害に強いまちづくりを推進します。

現状と課題

災害から町民の生命と財産を守り、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の基本的な役割です。高齢化の進行など社会環境、生活環境の変化により、消防・救急需要は多様化しており、関係機関と連携した防災体制の充実が求められています。

また、区長を中心に自らの地域は自ら守るという、自主防災に対する防災意識の高揚を図り、自主防災組織の充実・強化の推進に努めるなど、防火・防災に努めています。

しかし、人口減少や高齢化の進行等を背景に、地域の消防の要である消防団においては、団員確保が困難となりつつあり、消防力の低下が懸念されています。また、町民の防災意識（自助・共助）・自主防災意識の欠如が危惧されます。

今後も、これまでの取り組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避

難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者¹への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。

主要な施策

(1) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、町民や事業所と協力し、防災基盤である災害活動体制、情報連絡体制、消防救急体制、相互応援体制など、災害全般にかかる様々な体制を総合的に整備します。

また、町ホームページやメール、各種 SNS といった多様なメディアを活用した情報の一括配信等、ICT を活用し総合的な防災体制の確立を目指します。

(2) 町民の防災意識の向上、防災に関する知識の普及

災害に備えて、「自分の身は自分で守る」という意識づけを行い、町民が適切な行動を取れるよう啓発活動に取り組みます。町民の防災への理解、啓発活動を進めることで、災害が発生したときにとるべき行動が理解され、町民の防災意識が高まるように促していきます。また、町民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

(3) 地域での防災力の強化

地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成を行います。また、各地区での防災研修会や避難訓練について自主的な開催を推進し、地域の防災力を強化していきます。

さらに、関係機関と連携して、避難行動要支援者の把握、地域での共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

(4) 消防団員の確保・消防施設等の強化

消防団の人員確保に加え、現状に応じた組織体制の整備に努めます。また、消防設備、資機材の更新、団員の知識及び技術の向上により消防力の強化を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
避難路・避難場所を知っている町民の割合	%	46.2	75.0	100
自主防災研修会・訓練の開催回数	回	0	20	45

関連計画

- 太良町地域防災計画
- 太良町水防計画書
- 太良町津波避難計画

1 避難行動要支援者／高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。



暮らしを守るチカラ



施策項目

8 交通安全・防犯の充実

施策の方針

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちを目指し、
関係機関との密接な連携を図りながら、
交通安全意識や防犯意識を高めます。

現状と課題

交通事故は、特に高齢者による事故が多発しているため、県・警察・学校・関係団体及び家庭と連携を図り、幼児から高齢者まで段階的・体系的な交通安全教室や自転車安全運転講習会を実施してきました。更に、交通事故防止や交通安全意識の高揚に努めるとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。今後も、交通安全の確保と交通の円滑化を図るため、計画的に道路、交通安全施設の整備に取り組んでいく必要があります。

車の運転が困難になった人に対して運転免許証の自主返納が促されていますが、自主返納した際の代わりとなる移動手段の確保が課題となります。

町民が犯罪にあわないようにするため、防犯灯の設置など、防犯環境の整備を進めるとともに、特殊詐欺犯罪など多様化する犯罪に対して防犯意識の高揚を図ることが必要です。

複雑化・多様化する消費者問題に適切に対応できるよう、日常的な相談・指導体制を充実するとともに、消費者教育の充実などによる消費者意識の高揚を図り、自立した消費者の育成に努める必要があります。

主要な施策

(1) 交通安全対策の充実

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者までを対象とした交通安全教育の推進や交通安全運動の推進などにより、交通安全対策の充実を図ります。

(2) 道路・交通環境の整備

町民の交通安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、道路照明等の整備を行い、危険箇所への信号機等の設置要望、歩行者を優先した道路環境の整備を行います。

(3) 防犯意識の高揚

警察など関係機関と連携のもと、防犯に関する啓発活動を充実し、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。また、犯罪被害者等支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

(4) 防犯活動の推進

住民活動による防犯活動を支援、促進するとともに、町民や事業者等との協働のもと町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。また、行政区との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。

(5) 消費者啓発活動と情報発信

消費者意識の向上のため、消費者教育や広報による啓発、消費生活情報の提供に努めます。併せて、消費生活相談体制の充実を図り、消費者保護体制を強化します。また、高齢者に向けては、老人会や社会福祉協議会と連携し、啓発活動を行っていきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町の防犯体制（意識啓発の推進、防犯・パトロール活動の促進等）についての満足度	%	31.9	35.0	40.0
交通安全教室の開催回数	回	2	4	6



地域のチカラ



施策項目

1 協働の推進

施策の方針

町民と行政が補完しながら、町民一人ひとりの暮らしの満足度が高まる協働社会づくりを推進します。

現状と課題

人口減少・高齢化が加速するなか、多様化する町民ニーズに対応するためには、行政のみがサービスを提供するのではなく、町民、CSO¹など様々な主体が担い手となり、お互いを補完しながら、まちづくりを進めていく必要があります。そのためには、「町民がまちをつくる主体」という意識を醸成する必要があります。

しかしながら、各種計画の策定にあたってはアンケート調査を行うとともに、町民の町政への関心を高めるために公募委員を募集していますが、委員の募集やワークショップへの申込者は少ない状況にあります。町民と行政が協働してまちづくりを進めていくためにも、町民参画の新たな手法や町民の行政への関心を高めるための手立てが必要であると考えられます。引き続き、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビを通じた広報・広聴活動を行い、更なる内容充実を図ることが大切です。

主要な施策

(1) まちづくり意識の醸成

町民と行政が、協働に関する共通認識を持ち、委員等の一般公募やワークショップ、パブリックコメントなど、町の計画づくりやまちづくり活動における町民の積極的な参加を促すことで、まちづくり意識の醸成に努めます。

(2) CSOの育成、支援

様々な主体との協働社会を推進するため、CSOの自主的な活動を育成・支援するとともに、町民一人ひとりが気軽に活動へ参加できる環境づくりに努めます。

(3) 広報・広聴及び情報提供の充実

広報誌、町ホームページ、ケーブルテレビを通じて、積極的な行政情報の提供に努めるとともに、様々な機会をとらえて町民からの意見聴取を図るなど、広報・広聴活動の充実に努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町ホームページの閲覧件数	件	194,851	270,000	330,000
町の広報・広聴の状況についての満足度	%	28.4	40.0	50.0

1 CSO / Civil Society Organizations の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称している。



地域のチカラ



施策項目

2 効率的自治体経営

施策の方針

多様化する行政課題に的確かつ柔軟に対応していくため、
効率的な行政システムの確立を目指します。
また、自主財源の確保や事業の見直し等による財政運営の
健全化をより一層推進します。

現状と課題

本町の財政は、自主財源に乏しいため地方交付税への依存率が高く、町税の減少や社会保障費の増加等により財政の硬直化が進んでいます。自治体の財政力を示す財政力指数は、類似団体平均を下回っており、また、自治体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、類似団体平均を上回っています。人口千人あたりの職員数は、全国平均を下回っています。

行財政改革については、行財政改革の方針・実施計画などを念頭に、定員管理等計画を行っていますが、行財政改革に対する全庁的な意識改革が必要です。また、効率的、効果的な財政運営を推進していくためには、自主財源の確保と事務事業のさらなる見直し等を行っていく必要があります。

行政職員の人材育成については、様々な研修開催について職員へ周知を随時行っており、

専門的な知識の習得のための研修派遣等を行っています。しかし、職員の業務量の増加等に伴い、各種研修への参加が困難となっています。

主要な施策

(1) 行財政改革の推進

財政健全化に向けた取り組みを一層強化し、効率的、効果的な財政運営の推進に努めます。また、将来コスト等の予測を行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。財政の硬直化を抑制するため、経常経費（物件費、補助費など）のさらなる縮減に努め、経常収支比率の改善を図っていきます。

(2) 健全な財政基盤の確保

課税対象の的確な把握と収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料については受益者負担の原則に基づき、必要に応じて見直しを行い、自主財源の確保に努めます。行政需要に見合う国・県などの有効な補助事業や支援策を積極的に活用して、自主財源負担の軽減を図ります。

(3) 効率的な組織機構改革

職員の効果的・効率的な職員配置を前提としたうえで、適正な定員管理に努めるとともに、新たな行政需要に対応できる組織機構の再編を推進します。

(4) 人材の育成

人材育成基本方針に基づき、各種職員研修の機会を活用し、意識改革や専門的な知識、技術の習得など、職員の資質向上に努めます。また、新たな評価制度の導入等を行い、職員のモチベーションを向上させ組織の活性化を図っていきます。

(5) 広域行政の推進

生活圏域の広域化、行政ニーズの多様化などに対応するため、広範な分野にわたって国や県、周辺市町との連携を強化し、効率的、効果的な行政運営に努めます。

(6) ICT 利活用による利便性向上

マイナンバーカードの啓発等により電子自治体の理解と普及を進め、申請・届出など行政手続のオンライン化を進めます。

(7) ふるさと応援寄附金の活用

本町へのふるさと応援寄附金事業は、地域産品の活用とPRにより、地域産業の活性化に寄与しています。今後においても、この事業を推進するとともに、町の知名度の向上及び産業の活性化を図るため、寄附者への返礼品を充実していき、寄附金については、子育て支援対策などの効果的な事業に活用していきます。

(8) 町有財産の計画的で適切な維持管理

町が保有する公共施設等を次世代に適切に引き継ぐために、本町の将来的な財政状況・人口形態も考慮した効率的・効果的な維持・管理・運営方法及び施設配置を考慮した再編及び活用を図ります。また、未利用財産については売却などを検討します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
財政力指数	—	0.256	0.262	0.265
経常収支比率	%	89.5	88.0	86.0
公債費負担比率	%	12.5	12.2	12.0
町税収納率	%	98.4	98.5	98.6
ふるさと応援寄附件数	件	79,557	81,000	82,000

関連計画

- 太良町行財政改革大綱
- 太良町定員適正化計画
- 太良町人材育成基本方針
- 太良町情報セキュリティポリシー
- 太良町公共施設等総合管理計画
- 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略





地域のチカラ



施策項目

3 男女共同参画社会の推進

施策の方針

男女共同参画社会の実現を目指し、すべての町民に対し、男女共同参画意識の高揚を図ります。また、まちづくりへの女性の積極的な登用や就労条件向上への支援など、男女がともに社会参画できる環境づくりを進めます。

現状と課題

社会経済の成熟に伴い、近年、様々な分野において、女性の役割が期待されています。しかし、男女雇用機会均等法の改正や「働き方改革」により、働く環境は整備されたものの、依然として男女が平等になっている状況となっていません。急速な少子高齢化が進むなか、仕事と家庭の両立を図り、男女がともに地域社会に参画できる環境の整備が求められています。

近年、差し迫った課題として職域における女性の活躍推進が求められており、国においては2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）」を制定しました。これを受け、自治会や企業と協力し、これまで以上に積極的に女性の活躍を推進していく必要があります。

主要な施策

(1) 男女平等意識の教育、啓発

長く社会通年として通用してきた固定的な性別役割分担や、慣習・しきたりを変革していくためには、若年層からの教育・啓発が特に重視されます。本町では町内小・中学校と連携を図りつつ、早い段階から男女平等の意識を育むことにより、性別等に捉われず自らの個性や能力を活かし、他人を尊重できる子どもたちの育成に努めます。また、講演会等により若年層だけでなく、広く町民の意識啓発に取り組んでいきます。

(2) 女性が活躍する地域づくり

まちづくりに女性の意見が十分に反映されるよう、各種審議会や委員会などへの女性の積極的参画を図ります。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるために講座等を開催するとともに、育児や介護への男性の積極的な参加を推進します。各種グループの活動を支援するとともに、リーダーの育成や研修活動を推進し、各種地域活動へ積極的な参加を促進します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
委員会・審議会における女性委員の割合	%	22.8	40.0	40.0

関連計画

- 太良町男女共同参画基本計画
- 太良町特定事業主行動計画

資料編

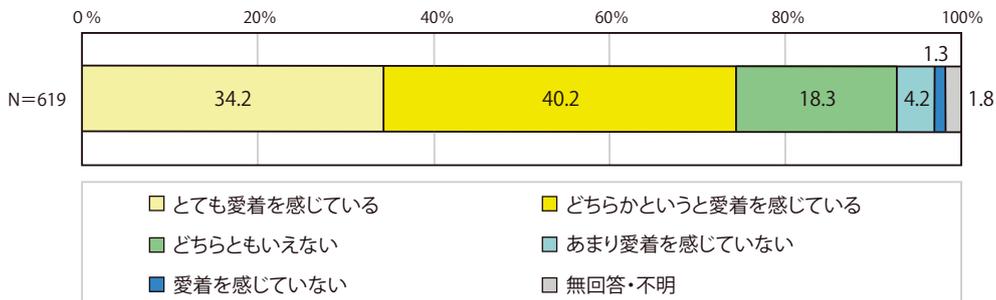
1 町民アンケート

調査概要

- 調査地域 / 太良町全域
- 調査対象 / 太良町に居住する 18 歳以上の町民・配布数 2,000
- 調査時期 / 平成 30 年 8 月
- 回収数 / 619
- 回収率 / 31.0%

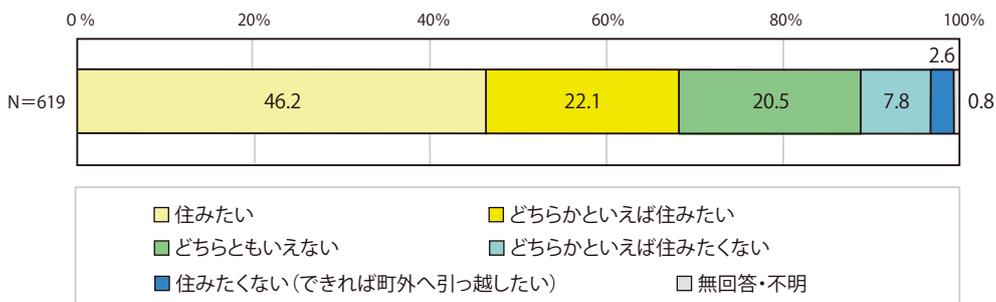
【調査結果抜粋】

①太良町に愛着を感じていますか



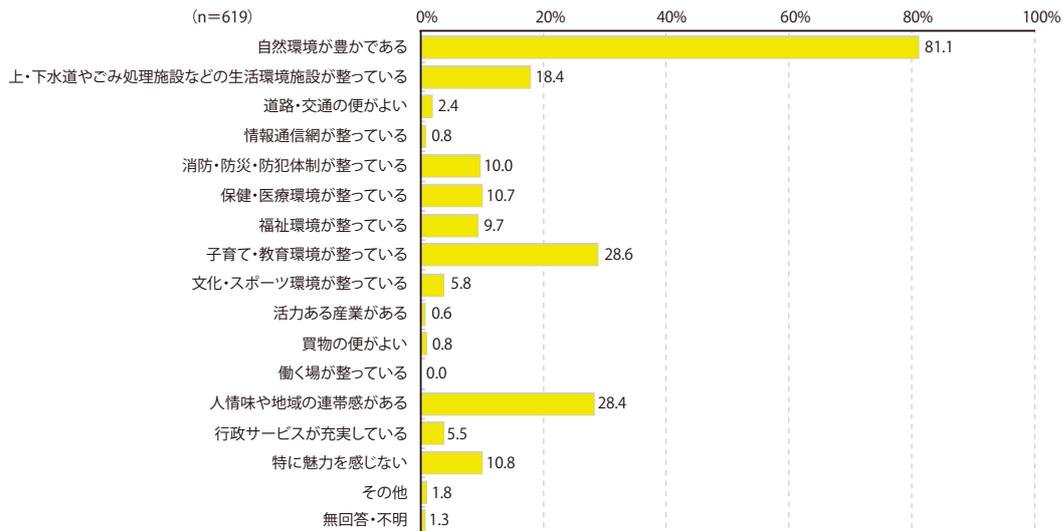
▶ 愛着を感じている（「とても愛着を感じている」+「どちらかというと愛着を感じている」）人は、7割を超えています。

②これからも太良町に住みたいと思いますか



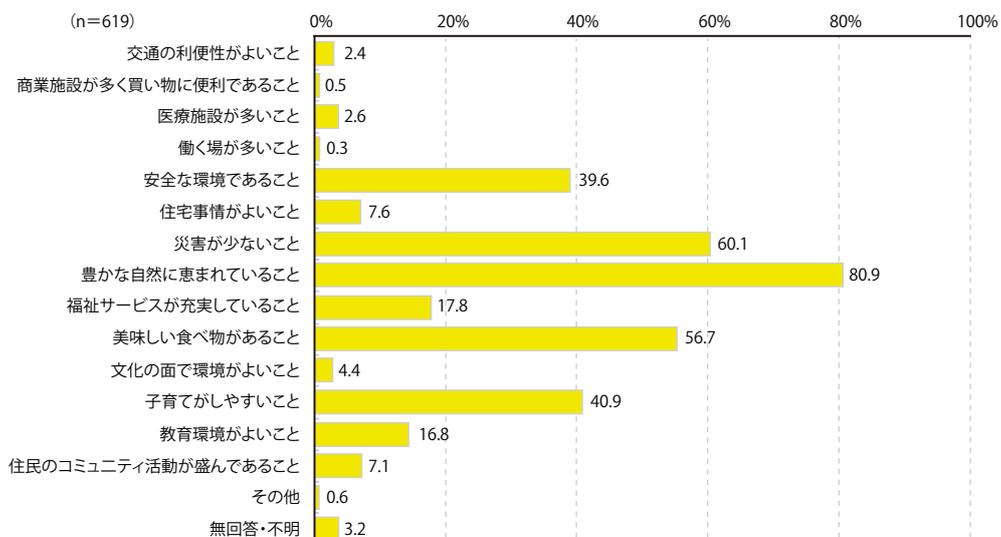
▶ 「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」を合計すると、約70%となっています。

③あなたは、太良町のどのようなところが魅力だと思いますか [複数回答]



▶多くの人が、自然環境の豊かなところを太良町の魅力と感じています。

④太良町民として他の市町村の方々にPRできると思うものはなんですか [複数回答]



▶多くの人が、豊かな自然に恵まれていること、災害が少ないこと、美味しい食べ物があることがPRできることと考えています。

2 インターネット調査

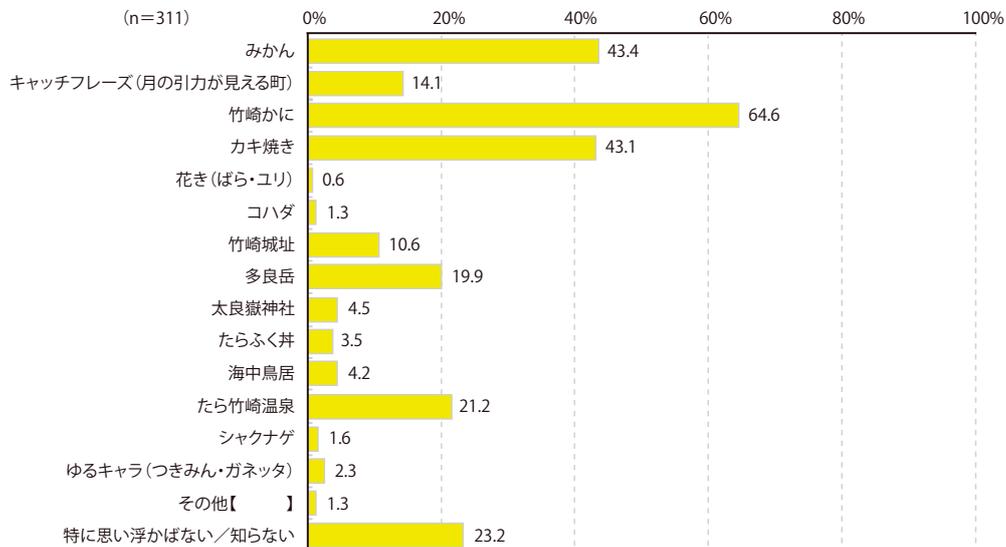
調査概要

- 調査地域／福岡市・久留米市・諫早市・佐賀市・武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町
- 有効回答数／311
- 調査時期／平成30年8月

※端数処理の関係でグラフ値の合計は必ずしも100.0%とはなりません。

【調査結果抜粋】

① 「太良町」と聞いて思い浮かべるものは何ですか [複数回答]



▶ 「竹崎かに」が最も多く、「みかん」「カキ焼き」が続いています。

3 町民ワークショップ

(1) ワークショップの目的

第5次太良町総合計画の策定にあたって、これからの太良町の姿を住民と考えるために、「ワールド・カフェ」方式による語り合いを中心としたワークショップを実施しました。

(2) ワークショップのテーマ

『太良町のミライを子どもたちへ渡すために』

(3) ワークショップの開催日・参加者数

第1回 平成30年10月24日(水) 19:30～21:30

※参加者数：30名

第2回 平成30年11月17日(土) 10:00～12:00

※参加者数：28名

ワークショップの様子



4 スタートアップ講演会

調査 概要

- 日 時：平成 30 年 9 月 15 日（土）10：00～12：00
- 場 所：しおさい館 大広間
- 講 師：内閣府地域活性化伝道師、人間牧場主・年輪塾塾長
若松進一 氏
- テーマ：「まちづくりの新しい風～まちのみらいを見つけよう～」
- 参加者：81 名

講演会の様子

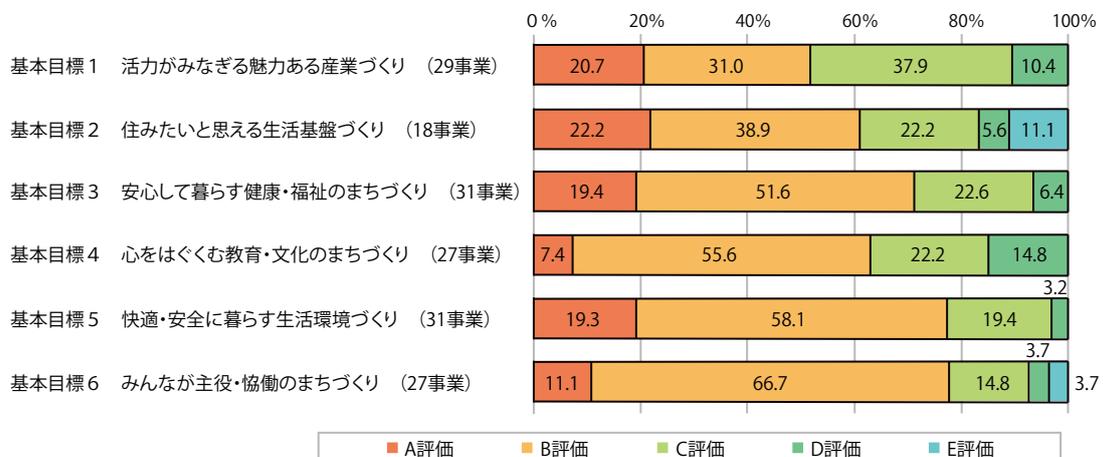


5 第4次太良町総合計画の施策評価

第5次太良町総合計画策定にあたり、第4次総合計画に掲げた事業をどの程度実施したか評価しました。

評価	評価基準	事業件数	割合
A	基本計画に掲げた施策を達成した。 (達成状況 ほぼ 100%)	27	16.6%
B	基本計画に掲げた施策を概ね達成した。 (達成状況 75%)	83	50.9%
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (達成状況 50%)	38	23.3%
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (達成状況 25%)	12	7.4%
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (達成状況 0%)	3	1.8%
計		163	100.0%

第4次総合計画の基本目標ごとの評価結果は次のとおりです。

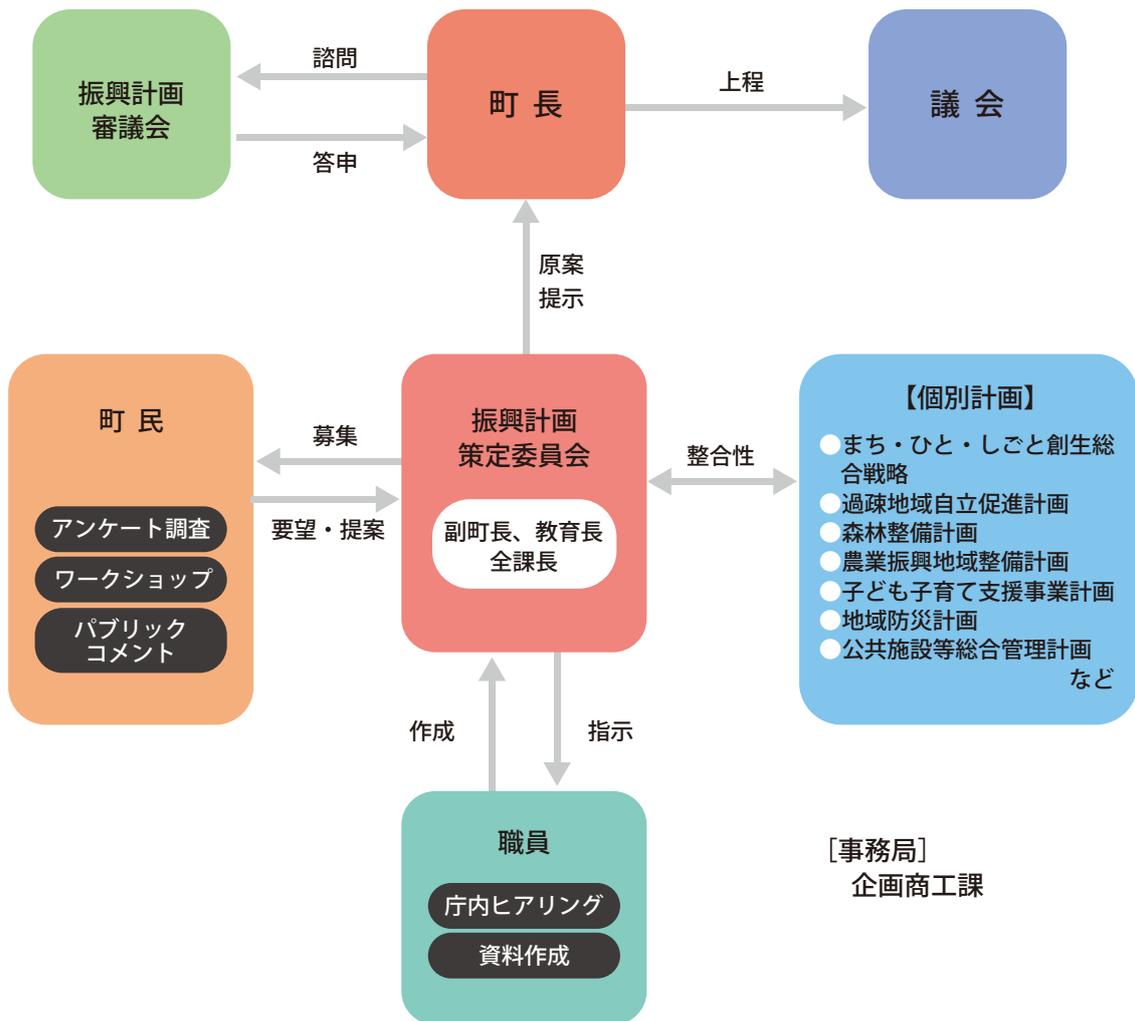


6

策定経過

平成 30 年	
5月18日	総合計画策定業務委託業者選定のためのプレゼンテーションを実施
6月1日	(株) ジャパンインターナショナル総合研究所と業務委託契約締結
6月8日	企画提案内容、スケジュール等業者打合せ
6月27日	第1回振興計画策定委員会(副町長、教育長、全課長) ※策定方針の決定
8月1日	町民アンケート調査実施(有効回答数619件、回答率31.0%) ※18歳以上の町民2,000人対象
8月1日	インターネット調査実施(7市3町、有効回答数311件)
8月3日	振興計画審議会民間委員の公募開始(応募期限:8月31日)
9月15日	スタートアップ講演会開催(参加者:81名)
10月24日	第1回町民ワークショップ開催(参加者:30名)
11月17日	第2回町民ワークショップ開催(参加者:28名)
平成 31 年	
3月15日	町長トップインタビュー実施 町の魅力、課題、今後のまちづくりに関する聞き取り
4月5日	第1回振興計画審議会(諮問) 委員委嘱、会長・副会長の選任、各種調査結果報告
4月19日	第4次総合計画達成状況等調査の実施(4月26日まで)
令和元年	
5月15日・16日	第4次総合計画達成状況等調査の各課ヒアリング
6月4日	第2回振興計画策定委員会
6月21日	第2回振興計画審議会 第4次総合計画の評価・検証、基本構想(原案)審議
9月6日	第3回振興計画策定委員会
9月20日	第3回振興計画審議会 基本構想(原案)審議、基本計画(原案)審議
10月9日	第4回振興計画策定委員会
10月18日	第4回振興計画審議会 基本計画(原案)審議
10月23日	パブリックコメントの実施(11月8日まで)※意見件数3件
11月22日	第5回振興計画審議会(答申) 基本構想・基本計画(原案)審議、決定
12月2日	第5次太良町総合計画(基本構想及び基本計画)策定
12月6日	町議会に提案(12月13日、原案可決)

7 策定体制



8

太良町振興計画審議会委員名簿

任期：平成 31 年 4 月 19 日～令和元年 11 月 22 日

団体名等	氏名	備考
太良町議会	坂口久信	会長
太良町議会	江口孝二	
太良町教育委員会	鶴崎修	
太良町農業委員会	秀島克博	副会長
太良町	每原哲也	
太良町区長会	恵崎良司	
佐賀県農業協同組合たら支所	峰正雄	
佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所	弥永達郎	
太良町商工会	副島敬三郎	
太良町観光協会	坂口真吾	
太良町森林組合	池田大輔	
太良町社会福祉協議会	新貝雄二	
公募委員	船口直子	
公募委員	安東美由紀	
公募委員	増山仁美	

※敬称略

審議会の様子



9

諮問・答申

(1) 諮問

太企商第63号
平成31年4月19日

太良町振興計画審議会
会長 坂口久信 様

太良町長 永淵孝幸

第5次太良町総合計画について（諮問）

太良町振興計画審議会設置条例第2条の規定により、第5次太良町総合計画（案）の策定について、貴審議会に諮問いたします。

(2) 答申

令和元年11月22日

太良町長 永淵孝幸 様

太良町振興計画審議会
会長 坂口久信

第5次太良町総合計画について（答申）

太良町振興計画審議会設置条例第2条の規定により、平成31年4月19日付け太企商第63号をもって諮問された標記の件については、当審議会において慎重審議の結果、適当と認めたので、別冊「第5次太良町総合計画」のとおり答申いたします。

なお、本計画の将来像である「未来を引きよせるチカラ・太良町」の実現に向け、積極的に取り組まれることを要望します。

10

第5次太良町総合計画の体系と個別計画

未来を引きよせるチカラ 太良町

<p>重点目標 「つながり」を創るチカラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 太良町観光マスタープラン ● 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ● 太良町過疎地域自立促進計画 ● 太良町農業振興地域整備計画 ● 太良町人・農地プラン ● 太良町地域公共交通網形成計画 ● 太良町橋梁長寿命化修繕計画 ● 太良町林道施設長寿命化計画（個別施設計画） ● 太良町行財政改革大綱 ● 太良町人材育成基本方針
<p>基本目標 1 自然環境を守るチカラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 太良町森林整備計画 ● 太良町生活排水処理基本計画 ● 太良町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ● 太良町災害廃棄物処理計画 ● 太良町公共施設等総合管理計画 ● 太良町農業振興地域整備計画 ● 太良町人・農地プラン
<p>基本目標 2 産業を発展させるチカラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 太良町農業振興地域整備計画 ● 太良町人・農地プラン ● 鹿島藤津地区鳥獣被害防止計画 ● 太良町森林整備計画 ● 太良町森林経営計画 ● 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ● 太良町漁港施設機能保全計画
<p>基本目標 3 人をそだてるチカラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 太良町子ども・子育て支援事業計画 ● 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ● 太良町公共施設等総合管理計画 ● 太良町社会教育・スポーツ施設個別施設計画
<p>基本目標 4 暮らしを守るチカラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次太良町健康増進計画及び食育推進計画 ● 太良町のちを守る自殺対策行動計画 ● 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ● 杵藤地区広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画 ● 太良町高齢者福祉計画 ● 太良町障害福祉計画 ● 太良町障害者計画 ● 太良町地域福祉計画 ● 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画） ● 太良町地域防災計画 ● 太良町水防計画書 ● 太良町津波避難計画
<p>基本目標 5 地域のチカラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 太良町行財政改革大綱 ● 太良町定員適正化計画 ● 太良町人材育成基本方針 ● 太良町情報セキュリティポリシー ● 太良町公共施設等総合管理計画 ● 第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ● 太良町男女共同参画基本計画 ● 太良町特定事業主行動計画



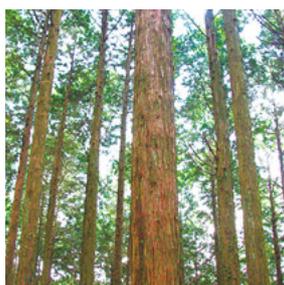
[町章]



[シンボルマーク]



[町花・みかんの花]



[町木・ひのき]



[町の鳥・うぐいす]

第5次太良町総合計画

発行：令和2年3月／太良町企画商工課
〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6
電話：0954-67-0311 FAX：0954-67-2425
<https://www.town.tara.lg.jp/>

2020 ▶ 2027
第 5 次太良町総合計画
Tara Town Master Plan

